

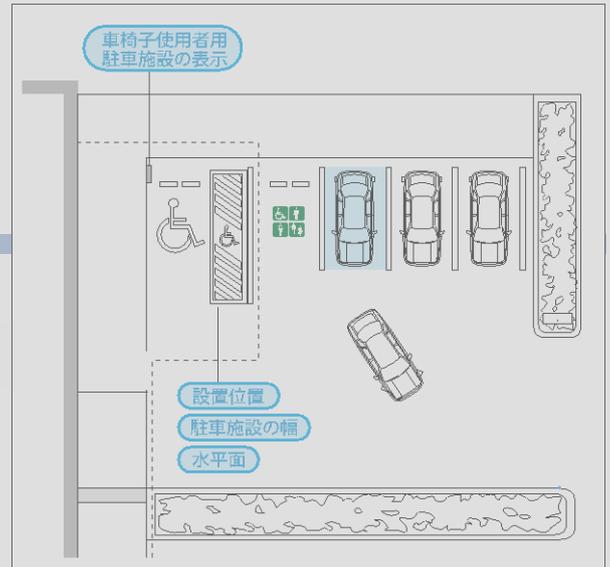
1 建築物

(7) 駐車施設

設計のポイント

自動車は高齢者、障害者等にとって重要な移動手段であることから、車椅子使用者用駐車施設の確保が必要です。

- 車椅子使用者用駐車施設は、建築物の出入口に近い場所に設けるとともに、車椅子使用者が安全に乗り降りできるスペースを確保し、車椅子使用者用であることの表示が必要です。
- 雨天や降雪時の車椅子等の乗降を考慮して、駐車施設の上部には、庇等を設けることが望めます。



整備基準

【適用施設／建築物（事務所、工場等、共同住宅及び寄宿舎を除く。）】

■ 整備基準

多数の者が利用する駐車施設を設ける場合においては、次に定める基準に適合する車椅子使用者用駐車施設を1以上（全駐車台数が100を越える場合にあっては、1にその割合に応じた数以上）設けること。ただし

※2025 改訂マニュアル参照

高齢者、障害者等の移動に支障がないものとして知事が別に定める場合^①

は、この限りでない。

- イ 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる(1)の項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- 幅は、**350cm以上^②**とすること。
- ハ 車椅子使用者用である旨を見やすい方法により表示^③すること。
- ニ 床面は、**水平^④**とすること。

■ 基準の解説

施設の立地や使用形態により、玄関前までの自動車による送迎が主たる来訪手段の場合など、高齢者・障害者の歩行が想定されない場合は、基準の適用を除外します。また、車の乗降場所から出入口までの区間は整備が必要です。

- ② 車体幅210cmに、車椅子が転回でき、介助者が横に付き添えるスペース(140cm)を加えた幅です。
- ③ 乗降用スペースと駐車区画の標示又は看板があれば、標識はなくても構いません。
- ④ 床面に傾斜がある場合、車椅子の乗り移りの際に滑って転倒する場合があります。

さらに望ましい基準

■ バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準

駐車場

- 1) 車椅子使用者用駐車施設の数、駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては、当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては、当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数とすること。
- 2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。イ 車椅子使用者用駐車施設は、当該車椅子使用者用駐車施設へ通ずる(1)「出入口」(P.45参照)に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る経路(3)に定める構造の駐車場内の通路又は(2)「敷地内の通路」1)から3) (P.50参照)までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
 - 幅は、350cm以上とすること。
 - ハ 車椅子使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。
- 3) 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車椅子使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、(2)「敷地内の通路」1)から3)までに定める構造とすること。

1 建築物

(8) 視覚障害者を誘導する装置①

設計のポイント

視覚障害者の安全で効率的な移動の支援や危険回避の手段として、視覚障害者を誘導する装置を設置する必要があります。

周囲の状況を考慮し、視覚障害者が容易に確認できてわかりやすい方法で敷設することが必要です。

□視覚障害者用床材には、①視覚障害者に移動方向を示すための床材[誘導用床材]と②視覚障害者の注意をうながすための床材[注意喚起用床材]の2種類があります。

□弱視者に配慮して色彩や明暗のコントラストをつけるとともに、単純な動線で移動経路を形成することが重要です。

整備基準

【適用施設/1 にあつては建築物（事務所、工場等、共同住宅及び寄宿舍を除く。）、2 から4 までにあつては建築物（第一種保健福祉施設、第二種保健福祉施設（婦人保護施設、高齢者共同作業場、心身障害者地域福祉作業所及び精神障害者共同作業所を除く。）、教育施設、事務所、工場等、共同住宅及び寄宿舍を除く。）】

■ 整備基準

1 多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口から道等に至る敷地内の1以上の通路は、次に定める構造とすること。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合又は**高齢者、障害者等の移動に支障がないものとして知事が別に定める場合**^①は、この限りでない。

イ 視覚障害者を誘導するための床材（線状又は点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより**容易に識別できるもの**^②に限る。以下この表において「誘導用床材」という。）を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合は、この限りでない。

ロ 傾斜路の**上端及び下端**^③に接する敷地内の通路及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材（点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより**容易に識別できるもの**^②に限る。以下この表において「注意喚起用床材」という。）を敷設すること。ただし、傾斜路の上端及び下端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分が勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの、高低差が16cm以下で、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの又は傾斜路がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。

ハ 車路に接する部分及び車路を横断する部分には、注意喚起用床材を敷設すること。

二 **段の上端及び下端**^④に接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。

2 直接地上へ通ずる出入口から**施設内の人又は標識により視覚障害者に施設の利用に関する情報提供を行うことができる場所**^④までの1以上の廊下等及び階段は、1に定める構造に準じたものとする。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認できるものである場合は、この限りでない。

3 2に掲げる廊下等以外の廊下等に設ける傾斜路は、1のロに定める構造に準じたものとする。

4 2に掲げる階段以外の階段は、1の二に定める構造に準じたものとする。

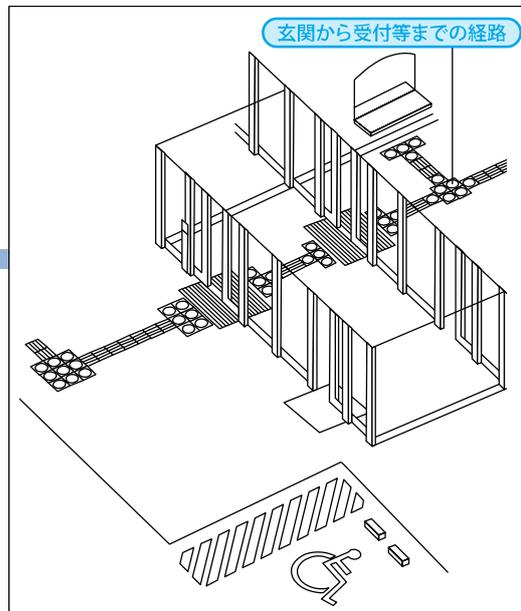
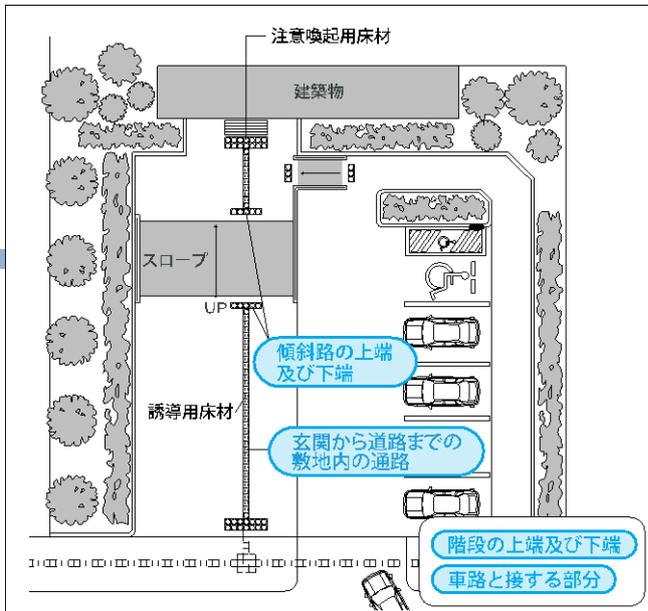
■ 基準の解説

①施設の立地や使用形態により、玄関前までの自動車による送迎が主たる来訪手段の場合など、高齢者・障害者の歩行が想定されない場合は、基準の適用を除外します。また、車の乗降場所から出入口までの区間は整備が必要です。

②原則として、JIS規格による視覚障害者誘導用床材とするほか、周囲の床材と明度、仕上げ等により容易に識別できるものとしします。

③段や傾斜の手前で注意をうながし、つまずきや転落を防止するとともに、終端で終わりの認識をうながし、空足を踏むことを防止します。

④建築物の玄関から、有人の館内案内所や受付カウンター、館内案内触知板等までの誘導を行うものです。



整備例

● 条例による整備基準

◇ バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⚠ 注意マーク

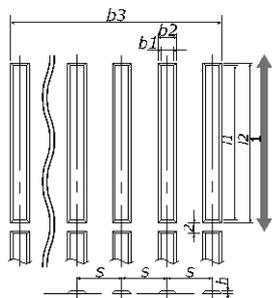
視覚障害者誘導用床材・注意喚起床材の整備例

- ▲ 視覚障害者用床材は、視覚障害者が容易に確認でき、かつ、覚えやすい方法で敷設し、敷設にあたっては、視覚障害者の安全な歩行を阻害しないよう、障害物等は絶対に置かないようにします。
- ▲ 視覚障害者用床材は、JIS 規格のものを使います。
- ▲ 視覚障害者誘導用床材の色は原則黄色とし、周囲の他の床材とのコントラスト、輝度比をつけるように配慮します。(黄色は注意色であることから視力の弱い人にも識別しやすいといわれています。)
- ▲ 全盲の人は、視覚障害者用床材表面の凹凸を足の裏や白杖の先端で方向性や危険な箇所を認識します。また、弱視の人は、凹凸だけでなく、周囲の床材と視覚障害者用床材の明度や色相のコントラストにより認識します。
- ▲ 視覚障害者の行きと戻りの歩行に配慮し、誘導用床材の両側には、最低 60cm 以上の空間が必要です。
- ▲ 視覚障害者用床材は、敷地の入口から建築物の出入口を経由して受付等の案内場所までの主要動線に敷設します。
- ▲ 役所等の日常的に多様な人が利用する施設では、点字・音声等による案内設備又は案内所のほか、エレベーター、階段、便所、福祉関係の窓口等の利用頻度が高いところまでの、視覚障害者の誘導に配慮します。

誘導用床材 [線状ブロック]

線状ブロック (JIS T9251 の図をもとに作成)

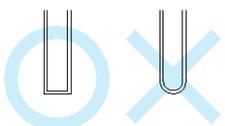
- ・ブロックの大きさは、口仕込みで 300.0mm 四方以上とします。
- ・線状突起の本数は 4 本を下限とします。



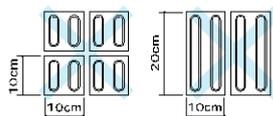
- ▲ 表面に平行する線状の突起がついており、誘導対象施設などの方向を案内する場合に用います。
- ▲ 移動する方向と線状突起の方向を平行にして、連続して敷設します。

記号	寸法	許容差
b1	17.0	-1.50 0
b2	b1+10.0	
s	75.0	
h	5.0	+1.0
l1	270.0 以上	
l2	l1+10.0	

線状突起の配列及び寸法



- ▲ 線状の凸部は、「連続した線」として認識できる方が望ましいため、端部の形状は半円形でない方がよい。

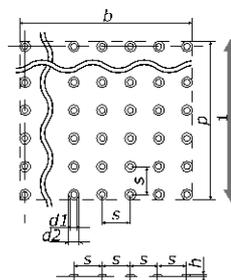


- ▲ 舗道タイル(10cm角)やレンガブロック(10cm×20cm)等は使用しません。

注意喚起床材 [点状ブロック]

点状ブロック (JIS T9251 の図をもとに作成)

- ・ブロックの大きさは、目地込みで 300.0mm 四方以上とする。
- ・点状突起の数は 25 (5×5) 点を下限とする。



- ▲ 表面に点状の突起がついており、注意を喚起したり、出入口や案内板等の誘導対象施設の位置を示す場合に用います。
- ▲ 屈折部分・段差部分(階段の始点・終点など)・危険箇所の前面などに敷設します。

記号	寸法	許容差
d1	12.0	+1.5 0
d2	d1+10.0	
s	55.0 ~ 60.0*	
h	5.0	+1.0

*ブロック等の大きさに応じて、この範囲内の方法を一つ選定して製造する。

点状突起の配列及び寸法

- 1 想定する主な歩行方向
- d1 点状突起の上面直径
- d2 点状突起の裏底部の直径
- s 隣接する点状突起の中心間の距離
- h 点状突起の高さ
- b 有効幅
- p 有効奥行

敷設方法、素材、色彩は [P.173 (3) 視覚障害者誘導用床材・注意喚起床材] 参照。視覚障害者の歩行と注意喚起方法は [P.175 (3) 視覚障害者誘導用床材・注意喚起床材] 参照。

1 建築物

(8) 視覚障害者を誘導する装置②

整備例

● 条例による整備基準

◇ バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

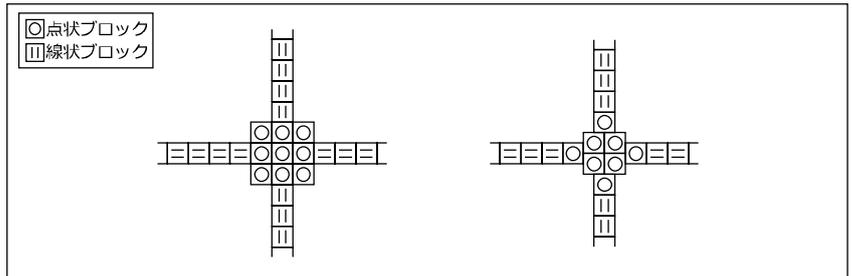
▲ 参考事例等

⊗ 注意マーク

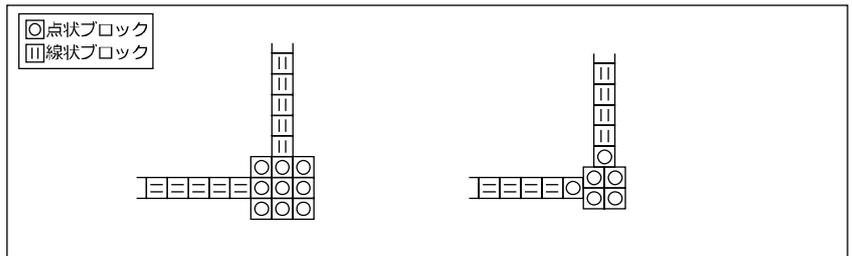
● 共通部分（歩道、廊下、通路等）

① 十字路

▲ 街路や敷地内通路など歩行速度が速くなる部分では、点状ブロックを3枚以上連続させることが望めます。(以下、同じ)

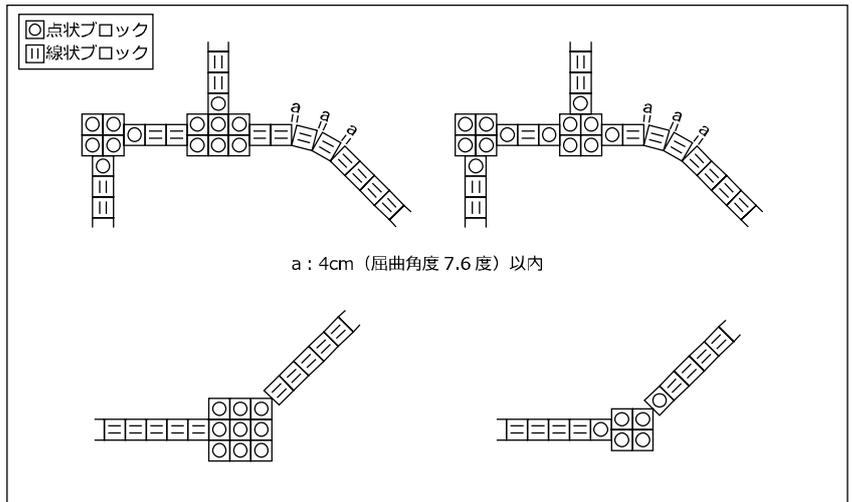


② 直角の曲がり角



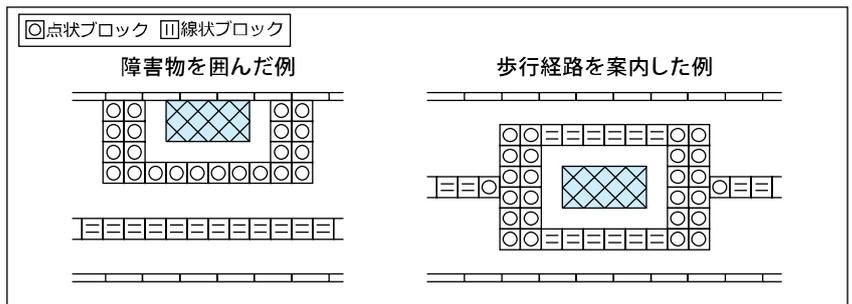
③ ゆるやかな曲がり角

▲ 線が連続するようにします。



④ 通路の障害物

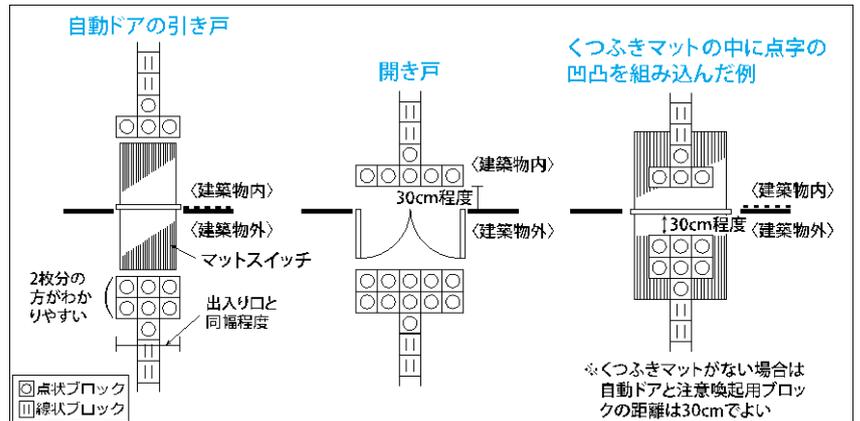
▲ 通路上に車止め、電柱その他障害物が設置されている場合は、衝突を防止するため、必要に応じてその手前に点状ブロックを敷設します。



● 建築物

① 出入口

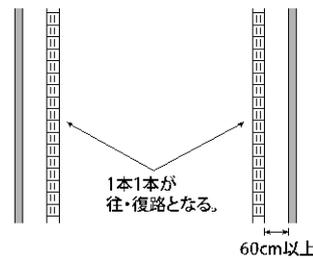
- ⚠ 点状ブロックは、出入口の幅と同幅程度に敷設します。
- ⚠ 扉の前後に自動ドアのマットスイッチやくつふきマットを設ける場合は、その直前部分に点状ブロックを敷設します。



② 廊下

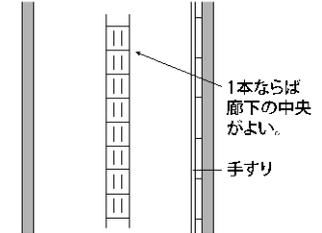
通路の幅が広く、両側に利用施設がある場合

例：駅舎等及び視覚障害者が多く利用する大規模施設



- ⚠ 廊下の両側に敷設します。(それぞれ往・復路で使用するため、壁面から60cm以上離す。)
- ⚠ 必要に応じて壁面等に点字表示を設置します。

一般廊下

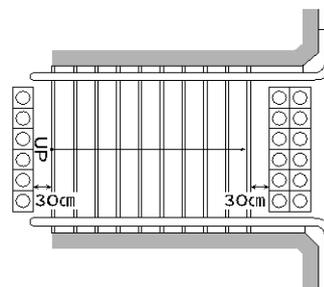


- ⚠ 廊下に手すりがある場合でも手すりとは併用することはないため、手すりとは近接させる必要はありません。
- ⚠ 廊下の中央部分に敷設します。(障害物をよけやすい。)

③ 階段

- ⚠ 階段の昇り口や降り口（踊場を含む）の床に点状ブロックを設け、視覚障害者に注意を促します。敷設の方法は、段の上端と下端から30cm離れた部分に階段の幅と同幅程度に敷設します。

点状ブロック

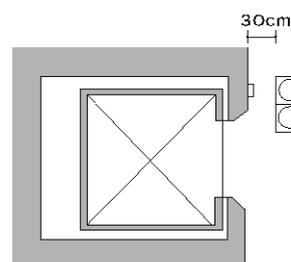


- ⚠ 階段の上端部分が広い場所に面している場合は2列とします。

④ エレベーター

- ⚠ 操作盤の壁面から30cm離れた部分に点状ブロックを2枚程度敷設します。

点状ブロック



- ⚠ 押しボタン側に設置します。

- ⚠ 押しボタンを探すことが困難なため、押しボタンよでの誘導が必要です。

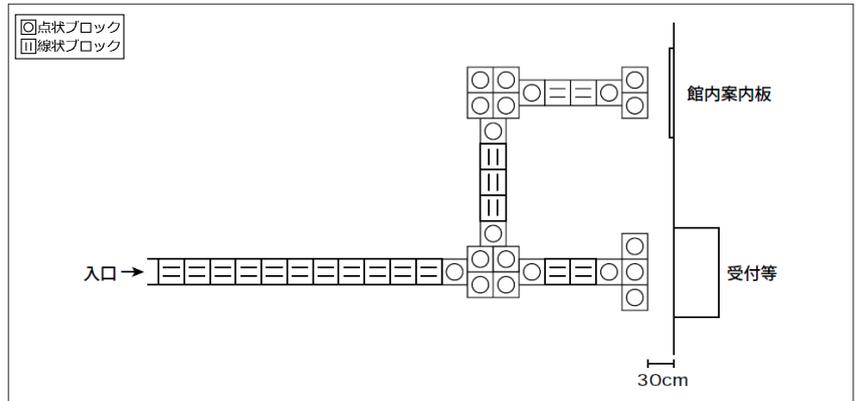
1 建築物

(8) 視覚障害者を誘導する装置③

⑤ 受付カウンター、館内案内板等

▲ 受付カウンター、視覚障害者に対応した館内案内板、インターホン等を設置する場合は、出入口等からわかりやすい位置に設置するとともに、その位置まで誘導します。

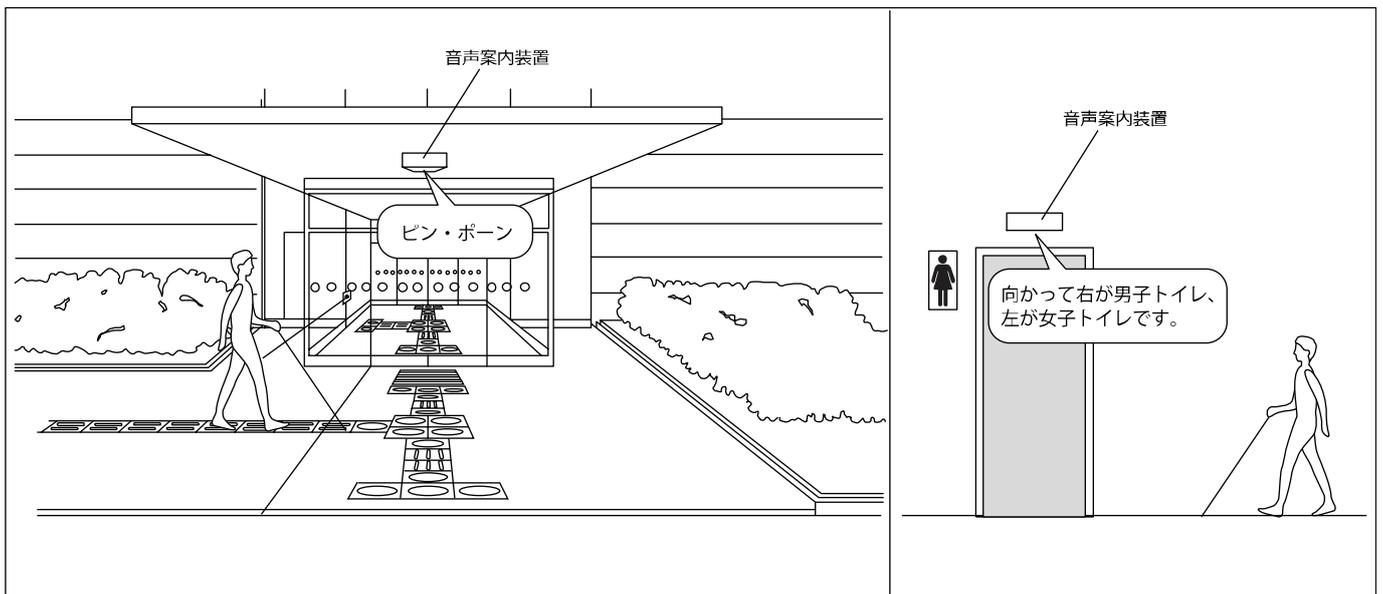
▲ 点状ブロックは、目標物の 30cm 手前に敷設します。



移動支援用音案内

駅、空港などの公共交通施設や、官公庁、図書館などの公共施設など日常的に多様な人が利用する施設では、音声や非音声音により、誘導、注意喚起、位置及び状態に関する情報提供を行う移動支援用音案内の機器を設置することが望まれます。

参考：「高齢者・障害者配慮設計指針 — 公共空間に設置する移動支援用音案内」(JIS T0902)



4 手足の不自由な人への配慮③

■ 車椅子の介助方法

● 段差を上げる（車椅子は前向きで、「上がりますよ」と声をかけてから）



① ティッピングレバーを片足で踏み、ハンドグリップを手前に引くとキャスターが持ち上がります。



② 持ち上げたキャスター（前輪）を段にのせ、後輪を段差に押し付けます。



③ 後輪は無理に持ち上げずに、段差に沿ってタイヤの接地部を支点に半円を描くように後輪を押し上げます。



● 段差を下りる（車椅子は後ろ向きで、「下りますよ」と声をかけてから）



① ハンドグリップをしっかり握り、後輪を段に沿って下ろします。ハンドグリップを持ち上げながら下ろすとかなりの力が必要です。



② キャスター（前輪）を上げたまま、後ろに引きまします。



③ 足もとが段に当たらないところまでバックしてから、ティッピングレバーを軽く踏みゆっくりとキャスターを下ろします。

《注意!!》

- ① 車椅子を使用する人には上体の力が弱い人もいますので、段差や下り坂等で前かがみになる場合は、ずり落ちないように注意して介助しましょう。
- ② 車椅子を使用する人には下半身の感覚がない人が多いので、足をどこかにぶつけてけがをしたり、フットサポートから外れて地面を引きずっていても本人は気がつかない時があります。動き出す前に、フットサポートに足が乗っているかどうか必ず確認してください。



● 階段

車椅子は、4人又は3人で運ぶのが安全です。（電動車椅子の場合は6人程度必要です。）
 車椅子の向きは、車椅子使用者の希望を聞いて決めることを原則としますが、基本的に上がる場合は前向き、下りる場合は後ろ向きとします。
 階段の上げ下ろしは危険なため、実際に介助する場合は、介助熟練者と一緒にするか、体験会等で介助体験をしてから行うことが望まれます。

4人で前向きに運ぶ場合

- ① ブレーキを完全にかけます。
- ② 前の2人はそれぞれフットサポートの付け根やキャスター付近の横バーを持ち、後ろの2人はそれぞれハンドグリップやアームサポートの後部を両手で持ちます。
- ③ 前部分を持ち上げ気味にして、4人が「1, 2, 1, 2・・・」などと声をかけながらゆっくり運びます。



● 車椅子の寸法、各部の名称等はP.39〔車椅子の基本寸法〕、P.40〔車椅子各部の名称と考慮すべき点、特徴〕参照

次のコラム P.114

1 建築物

(9) エレベーター①

設計のポイント

エレベーターは、高齢者、障害者等を含む全ての人にとって最も便利で安全な垂直移動の手段であり、高齢者、障害者等が円滑に操作できて目的の階へ移動できるよう、案内や表示操作盤などに配慮する必要があります。

- エレベーターの籠の寸法は、車椅子が 180°転回できるよう配慮する必要があります。
- エレベーターのうち少なくとも 1 台は、視覚障害者が使用できるような点字等の表示のある制御装置や、音声による誘導が必要です。
- 大規模な集会施設や劇場・競技場等、一度に多くの車椅子使用者が集中することが想定される施設では、稼働力が低下する時間帯があるため、エレベーターの設置数、配置、籠の大きさ、出入口の幅員、乗降のしやすさ等に配慮します。
- 病院、福祉施設、共同住宅等では利用特性に配慮した籠形状とします。

整備基準

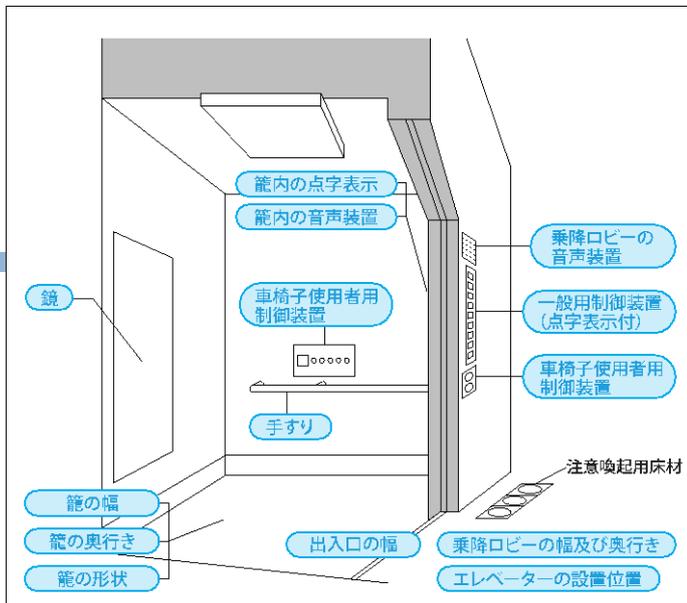
【適用施設／建築物（教育施設を除く。）】

■ 整備基準

- 1 多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する施設においては、籠が当該階（専ら駐車施設の用に供される階にあつては、当該駐車施設に車椅子使用者用駐車施設が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合^①は、この限りでない。
- 2 1 に定めるエレベーターは、次に定める構造とすること。
 - イ 籠の幅は、内法を **140cm 以上^②**とすること。
 - ロ 籠の奥行きは、内法を **135cm 以上^②**とすること。
 - ハ 籠の平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとする。
 - ニ 籠内には、戸の開閉状況を確認することができる鏡^③を設けること。
 - ホ 籠内には、**手すり^④**を設けること。
 - ヘ 籠内には、籠が停止する予定の階を**表示する装置^⑤**及び籠の現在位置を**表示する装置^⑤**を設けること。
 - ト 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を**音声により知らせる装置^⑥**を設けること。
 - チ 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ**内法を 80cm 以上^⑦**とすること。
 - リ 籠内及び乗降口ビーには、**車椅子使用者が利用しやすい位置^⑧**に制御装置を設けること。
 - ヌ 籠内及び乗降口ビーには、視覚障害者が円滑に操作することができるように**点字、文字等の浮き彫り、音による案内又はこれらに類するものによる表示を併用した制御装置^⑨**（リに掲げる制御装置を除く。）を設けること。
 - ル 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、それぞれ**内法を 150cm 以上^⑩**とすること。
 - ヲ 乗降口ビーには、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
 - ワ 乗降口ビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に**籠の昇降方向を音声により知らせる装置^⑪**が設けられている場合は、この限りでない。

■ 基準の解説

- ① 2階で行っている窓口業務を適宜1階で行える体制を整えている場合や特殊構造昇降機等により、車椅子使用者が2階へ上がることができる場合など、代替の措置が講じられていることを指します。
- ② 車椅子の転回が可能な最低限度の大きさです。
- ③ 転回が不可能な場合など、車椅子が後ろ向きに降りる場合に利用するものです。
- ④ 車椅子の転回や杖使用者等が体を支える際に使用するものです。
- ⑤ 聴覚障害者への配慮です。
- ⑥ 視覚障害者への配慮です。
- ⑦ 車椅子が通過できる最低の寸法です。
- ⑧ 車椅子使用者が容易に操作できる高さ、場所とします。
- ⑨ [P.185〔(4) 点字などの表示〕参照]
- ⑩ 車椅子が回転できる寸法です。
- ⑪ 視覚障害者への配慮です。



さらに望ましい基準

■ バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準

エレベーター

- 1) 不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する特定建築物には、籠が当該階（専ら駐車場の用に供する階にあっては、当該駐車場に車椅子使用者用駐車施設が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターを設けること。
- 2) 1) に規定するエレベーターのうち 1 以上のものは、次に定める構造とし、かつ、当該エレベーターを主たる廊下等に近接した位置に設けること。
 - イ 籠の幅は、160cm 以上とすること。
 - ロ 籠の奥行きは、内法を 135cm 以上とすること。
 - ハ 籠の平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとする。
 - ニ 籠内には、籠が停止する予定の階を表示する装置及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
 - ホ 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - ヘ 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を 90cm 以上とすること。
 - ト 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
 - チ 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（トに規定する制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
 - リ 乗降ロビーは高低差がないものとし、幅及び奥行きは、それぞれ内法を 180cm 以上とすること。
 - ヌ 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。
- 3) 1) に規定するエレベーターのうち 2) に定める構造のエレベーター以外のものは、次に定める構造とすること。（バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準第 7 条第 4 項）
 - イ 籠の奥行きは、135cm 以上とすること。
 - ロ 籠の幅は、140cm 以上とすること。
 - ハ 籠の平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとする。
 - ニ 籠内には、籠が停止する予定の階を表示する装置及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
 - ホ 籠及び昇降機の出入口の幅は、それぞれ 80cm 以上とすること。

1 建築物

(9) エレベーター②

整備例

● 条例による整備基準

◇ バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⊗ 注意マーク

エレベーターの整備例

▲ エレベーターは、玄関や主要な室の出入口からわかりやすい場所に設置します。

▲ 乗降口のドアは、乗降が確認できるまで閉鎖しない構造とします。また、開閉時間が短いものは危険性を伴うので、ドアの開放時間に配慮します。

▲ 車椅子利用者も一般の利用客と同様に、前進してエレベーターに乗り込み、中で向きを変えて前進して降りることが基本となります。車椅子の転回可能な大きさは、通常 11 人乗り以上のものとなります。

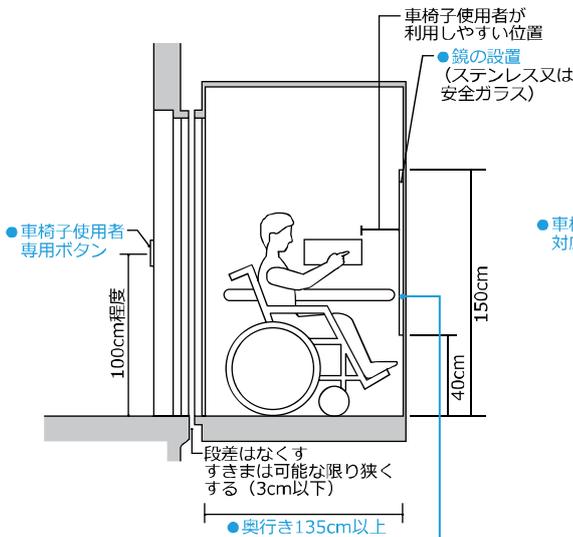
館内案内板

▲ 館内案内板は点字と併記することが望まれます。

● 昇降方向が分かる表示

▲ 聴覚障害者等の利用に配慮し、館内には緊急時及び過負荷時(定員超過)に情報提供を行う表示装置等を自動放送装置に併せて設けることが望まれます。

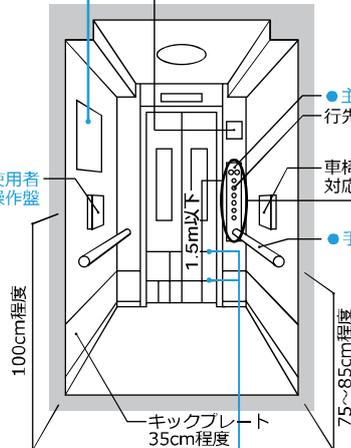
▲ 表示装置は、館出入口の枠又は館正面壁等の見えやすい位置に設けることが望まれます。



鏡の設置

● 館内には、後進でも降りられるように後方確認用鏡(館内鏡)、手すりなどを設けます。(床上40cm~150cm程度)

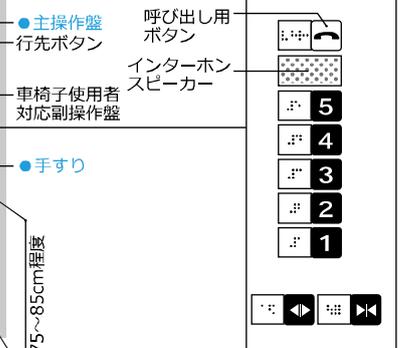
● 車椅子利用者
対応主操作盤



光電装置

▲ 利用者の乗降を確認するための光電装置は、床面から20cmと50cm程度の高さの2か所に設置します(この2か所は車椅子のフットサポート部分の高さと身体の一部の高さです)。

主操作盤の点字表示例



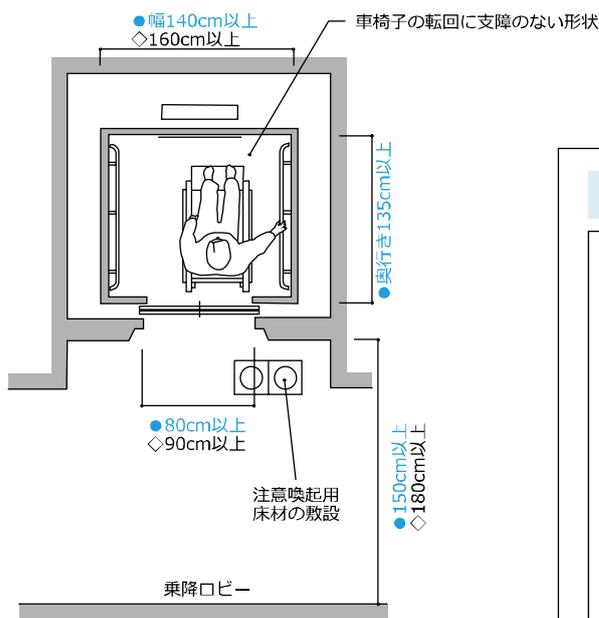
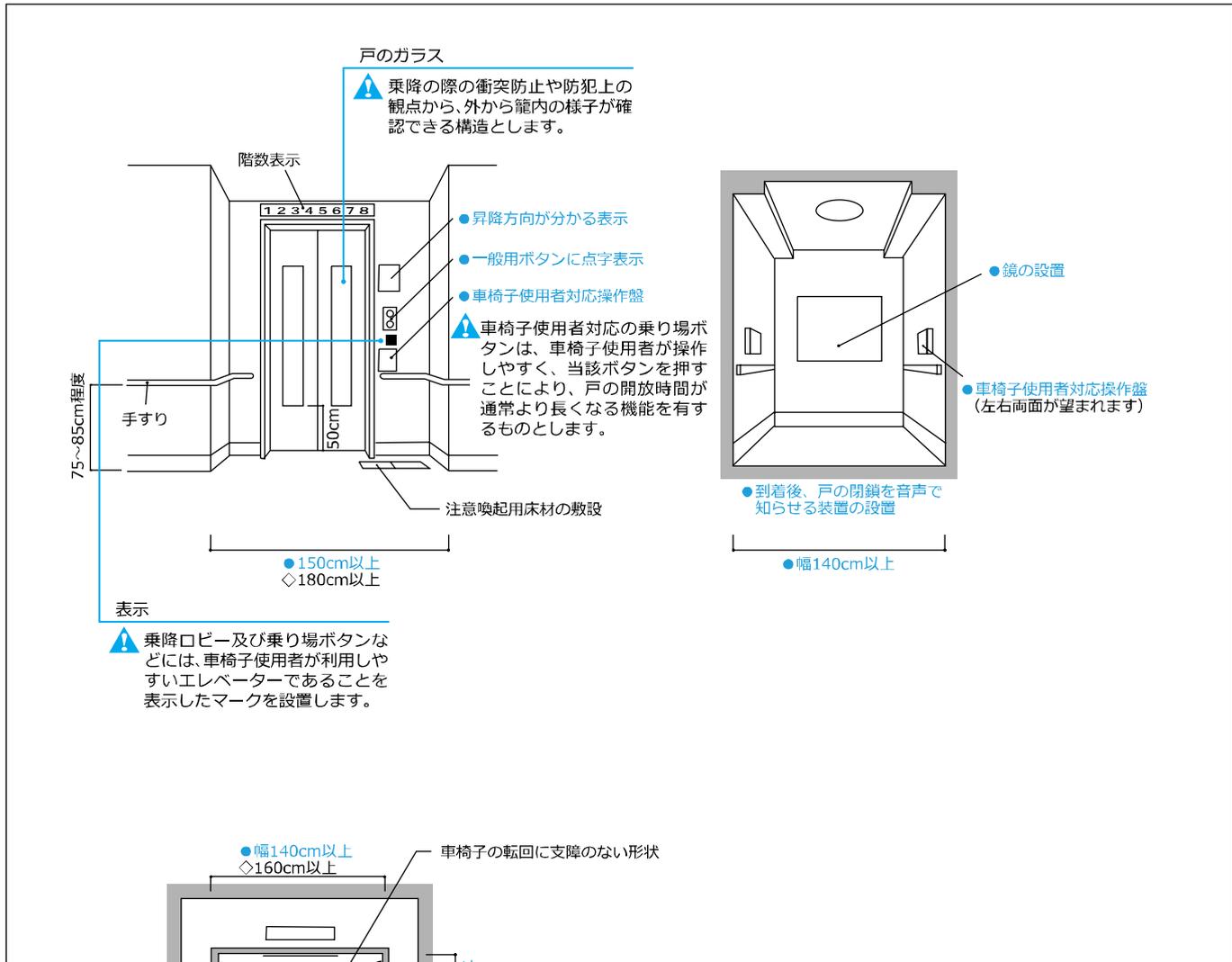
● 主操作盤はドアの両側又はドアの向かって右側に設け、ボタンの左側に点字又は浮き彫りで階数を表示することが望まれます。[P.185(4)点字などの表示]参照

▲ タッチセンサー式のボタンは、視覚障害者には押したか否か認知が難しく、誤って押す可能性があります。

▲ ボタン部分と周辺部分とのコントラストを十分に確保することが望まれます。

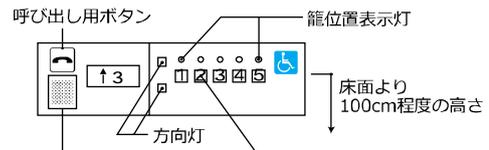
▲ その他の規格は、(一社)日本エレベーター協会による「車いす兼用エレベーターに関する標準」、及び「視覚障害者兼用エレベーターに関する標準」の基準に適合させるものとします。

▲ 雨天時の利用に困難が生じないよう、屋外に面するエレベーターの出入口には、屋根又は庇を設けます。



車椅子利用者等対応操作盤の例

専用主操作盤



専用副操作盤



▲ 主操作盤、副操作盤の行き先ボタンは、ボタンを操作することにより、戸の開放時間が通常より長くなる機能を有することが望まれます。

1 建築物

(10) 特殊構造昇降機

(特殊な構造又は使用形態のエレベーター、エスカレーター)

設計のポイント

段差解消機は、車椅子を乗せたまま床面が昇降し、車椅子使用者の垂直移動を可能にするもので、スロープを設置するスペースがない場合やスロープでは上がれない場合等に設置します。

エスカレーターは、多人数の垂直移動手段として有効であり、高齢者、障害者等が支障なく接近でき、利用できるよう配慮が望まれます。

- 段差解消機の設置にあたっては、落下防止等安全性に十分注意する必要があります。
- 車椅子用階段昇降機は、階段にレールを敷設して、車椅子ごと台に乗せて昇降するものです。設置にあたっては、階段の有効幅を確保する必要があります。
- 車椅子対応のエレベーターがない場合、車椅子用ステップ付エスカレーターを設置することが望まれます。
- 高齢者や歩行困難者は、階段の上りより下りの方が転倒や転落の危険性が高いため、エスカレーターを設ける場合は、下りのエスカレーターを優先して設置することが望まれます。
- 昇降口の足元は適宜照明を行い、安全性を高めます。

整備基準

【適用施設／建築物（教育施設を除く。）】

■ 整備基準

特殊構造昇降機（バリアフリー法施行令(平成 18 年政令第 379 号)第 18 条第 2 項第 6 号の国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機をいう。）を設置する場合には、同号の車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。

■ バリアフリー法施行令第 18 条第 2 項第 6 号

6 当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。

■ バリアフリー法施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件(平成 18 年 12 月 15 日 国土交通省告示第 1492 号)

■ 基準の解説

第 1 バリアフリー法施行令第 18 条第 2 項第 6 号に規定する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、次に掲げるものとする。

- 1 車いすに座ったまま使用するエレベーター^①で、籠の定格速度が 15m/分以下で、かつ、その床面積が 2.25 m²以下のものであって、昇降行程が 4m 以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの
- 2 車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に 2 枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を 30m/分以下とし、かつ、2 枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

第 2 令第 18 条第 2 項第 6 号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 1 第 1 第 1 号に掲げるエレベーターにあつては、次に掲げるものであること。
 - イ 平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第 9 号^②に規定するものとする。
 - ロ 籠の幅は 70cm 以上とし、かつ、奥行きは 120cm 以上とすること。
 - ハ 車いす使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。
- 2 第 1 第 2 号に掲げるエスカレーターにあつては、平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 ただし書^③に規定するものであること。

① 段差解消機又は階段昇降機です。

② 建築基準法施行令第 129 条の 3 第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づく告示「特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件」です。(P.94 参照)

③ 建築基準法施行令第 129 条の 12 第 1 項第 1 号の規定に基づく告示「通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を定める件」です。

さらに望ましい基準

■ バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準

特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機

- 1) 階段又は段に代わり、又はこれに併設する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造としなければならない。

整備例

● 条例による整備基準

◇ バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

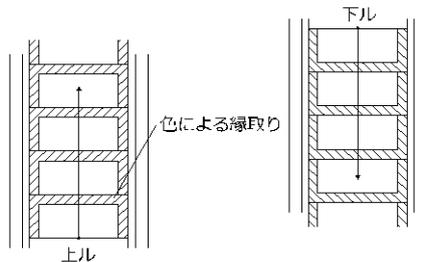
⊗ 注意マーク

エスカレーター

エスカレーターの整備例

- ▲ 乗降口の足元に照明を配置する等、乗り口、降り口をわかりやすくします。
- ▲ 踏段の表面は、滑りにくい材料で仕上げます。
- ▲ くし板の表面は、滑りにくい材料で仕上げます。
- ▲ くし板は、くし板と踏段との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとするのが望まれます。

ステップ部の縁取りの例



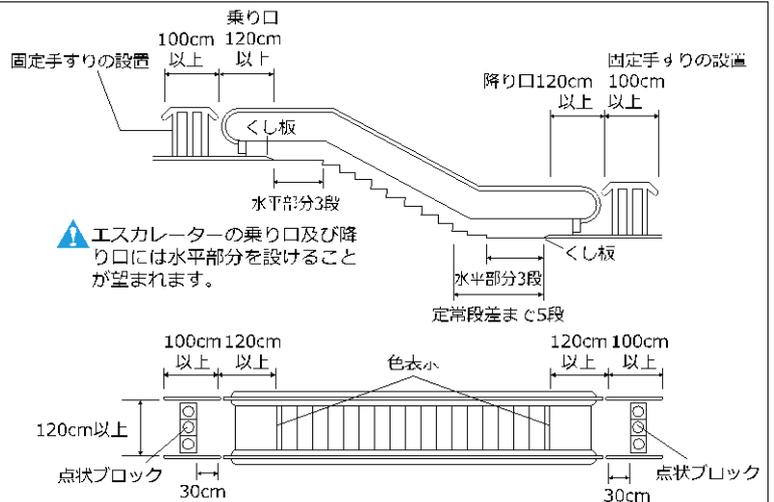
- ▲ 高齢者や弱視者がステップの切れ目をわかりやすくするため、色による縁取りをすることが望まれます。

車椅子用ステップ付きエスカレーター例

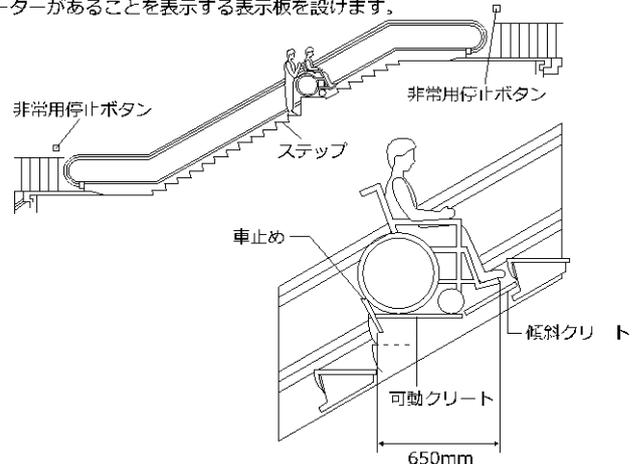
【車椅子用ステップ付きエスカレーターの手順】

- ① 係員にエスカレーターを利用する旨を伝える。
- ② 係員がエスカレーターを操作し、車椅子や電動三輪車が乗れるようにする。
- ③ 係員と共にエスカレーターに乗る。
- ④ エスカレーターを降りる。
- ⑤ 係員がエスカレーターを操作し、通常運転に戻す。

- ▲ 車椅子用ステップ付きエスカレーターは、係員によるステップの切り替えが必要であり、車椅子使用者が自分で自由に昇降できるものではありません。



- ▲ エスカレーターの乗り口及び降り口には水平部分を設けることが望まれます。
- ▲ 複合的商業施設、百貨店等の大規模建築物等では、エスカレーターの乗降口付近に、音声案内装置を設けることが望まれます。
- ▲ エスカレーターの付近には、エスカレーターがあることを表示する表示板（標識）を設けます。
- ▲ 車椅子使用者対応エスカレーターの付近には、車椅子使用者対応エスカレーターがあることを表示する表示板を設けます。



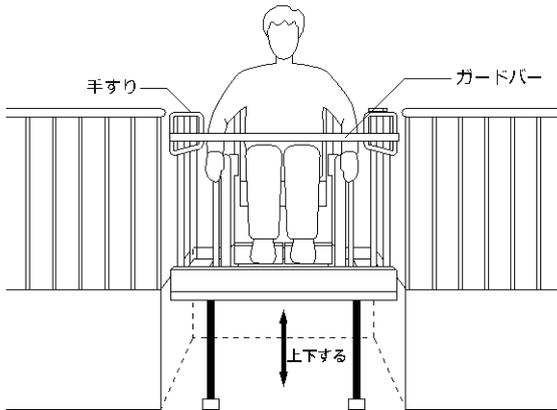
- ▲ ステップを3枚使用し、車椅子を運ぶ構造となるエスカレーターです。

段差解消機

▲ 段差解消機は、玄関や主要な室の出入口からわかりやすい場所に設置します。

▲ 乗降口のドアは、乗降が確認できるまで閉鎖しない構造とします。また、開閉時間が短いものは危険性を伴うので、ドアの開閉時間に配慮します。

段差解消機



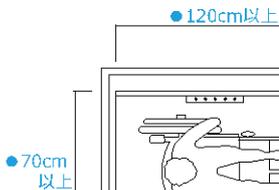
▲ 籠の床面積は十分に確保します。(車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合は150cm角以上)

● 段差解消機は、昇降行程が4m以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、籠の定格速度が15m毎分以下で、かつ、その床面積が2.25㎡以下のものとします。

▲ 使用者が単独で安全に操作できる構造とすることが望まれます。

▲ 機器を据え付ける場合、段差ができないようにします。やむを得ず段差ができる場合は、スロープを付けて車椅子が移乗出来やすいようにします。

▲ 操作ボタンは、床側と昇降機上、それぞれに手の届きやすい位置の設置します。



平面図

乗降スペース

段差解消機を上げる

段差解消機を下げる

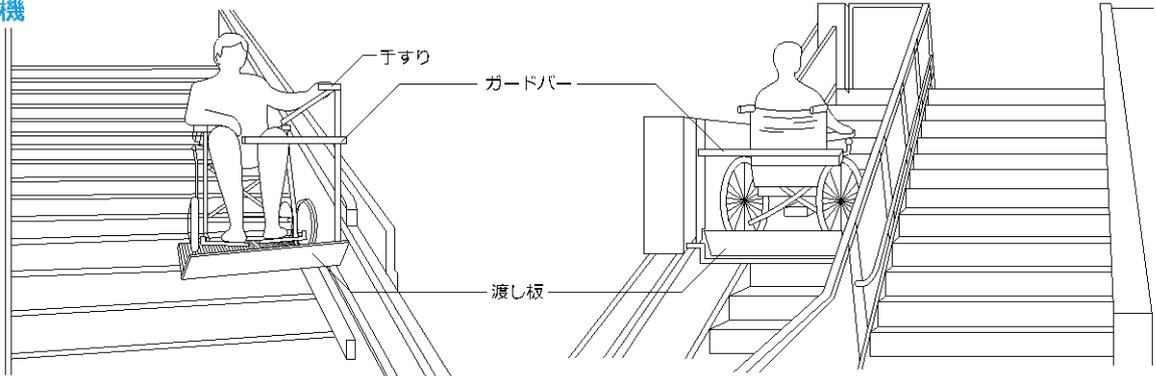


▲ 乗降スペースは、水平とし、150cm角以上とすることが望まれます。

▲ 乗降スペース周辺には、車椅子使用者が転落する可能性のある段を設けません。

- 段差解消機は、平成12年建設省告示第1413号第1第九号に規定するものとします。
- 平成12年建設省告示第1413号、第1415号、第1423号等の基準による。「構造上主要な部分」、「制御器」及び「安全装置」については、国土交通大臣の認定する構造とすることとできます。

階段昇降機



椅子式階段昇降機

● 関連規格・関連法規

1. ISO/TC178 国際標準 ISO9386-2 (2000)
2. 平成12年建設省告示第1413号第一第十号 (構造方法) 第1415号第五 (載積荷重) 第1423号第七 (制動装置) 等

● 構造安全基準等

- ・ 定格速度 9m/分以下

椅子

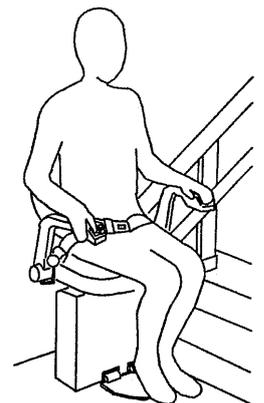
- ・ 定員 1名、積載荷重 900N (約 90kg)

安全装置

- ・ 昇降はボタン等により行い、ボタンを押している間だけ昇降できるものであること
- ・ 人等が階段または床との間に挟まれた場合、籠の昇降を停止する装置
- ・ 椅子からの転落防止用シートベルト

制御装置

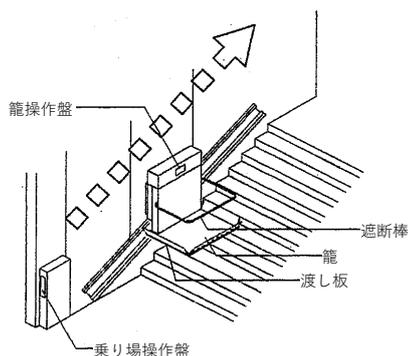
- ・ 操作をやめた場合、操縦器が停止させる状態に自動的に復する装置
- ・ 主索または鎖が緩んだ場合、動力を自動的に切る装置
- ・ 動力が切れたときに惰性による原動機の回転を制止する装置
- ・ 主索または鎖が切れた場合、籠の降下を自動的に制止する装置
- ・ 籠又はつり合おもりが昇降路の底部に衝突するのを自動的に防止し、制御する装置 (終点スイッチ、ファイナルリミットスイッチ)



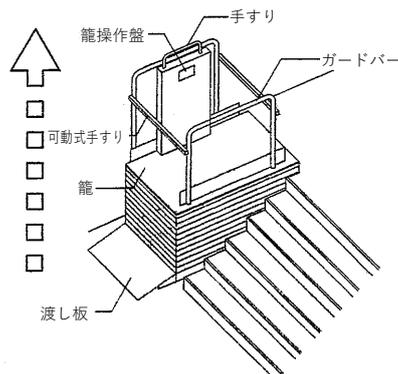
段差解消機

段差解消機

斜行型



鉛直型



● 関連規格・関連法規

1. ISO/TC178 国際標準 ISO09386-1〔2000〕
2. 平成 12 年建設省告示
第 1413 号第一第九号（構造方法）
第 1415 号第五（載積荷重）
第 1423 号第六（制動装置）等

● 関連規格・関連法規

1. ISO/TC178 国際標準 ISO09386-2〔2000〕
2. 平成 12 年建設省告示
第 1413 号第一第九号（構造方法）
第 1415 号第五（載積荷重）
第 1423 号第六（制動装置）等

● 構造安全基準等

・ 定格速度 15m/分以下、かつ、籠床面積 2.25 m²以下

車椅子に座ったまま使用する一人乗りのエレベーター（籠内の人がエレベーターの昇降の操作を行うことができないタイプ）

- ・ 出入口の部分を除いて、高さ 65cm 以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面する籠の部分で、籠の床から 7cm（出入口の幅が 80cm 以下の場合にあっては、6cm）以上の立ち上がりを取りを設け、かつ、高さ 65cm 以上の丈夫な手すりを設けた部分にあってはこの限りではない。

それ以外のエレベーター

- ・ 出入口の部分を除いて、高さ 1m 以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面する籠の部分で、籠の床から高さ 15cm 以上の立ち上取りを設け、かつ、高さ 1m 以上の丈夫な手すりを設けた部分にあってはこの限りではない。

積載量

- ① 籠の床面積が 1 m²以下で住戸内に設置されるもののうち、車椅子に座ったまま使用ができないもの
→900N（約 90kg）
- ② 籠の床面積が 1 m²以下で住戸内に設置されるもの（①を除く）
→床面積 1 m²につき 1800N（約 180kg）として計算した数値で、かつ 1300N（約 130kg）以上の数値
- ③ 籠の床面積が 2 m²以下のもの（①及び②を除く）
→1800N（約 180kg）
- ④ 籠の床面積が 2 m²を超え 2.25 m²以下のもの
→2400N（約 240kg）

昇降路

- ・ 高さ 1.8m の壁・囲い、出入口は戸又は可動手すりを設ける。ただし、籠の底と当該壁若しくは囲い又は床との間に、人又は物が挟まれる恐れがある場合、籠の下にスカートガード等を設けるか、又は強く挟まれたときに籠の昇降を停止する装置を設ける場合を除く。
- ・ 出入口の床敷居と籠床先端との隙間は 4cm 以下

安全装置

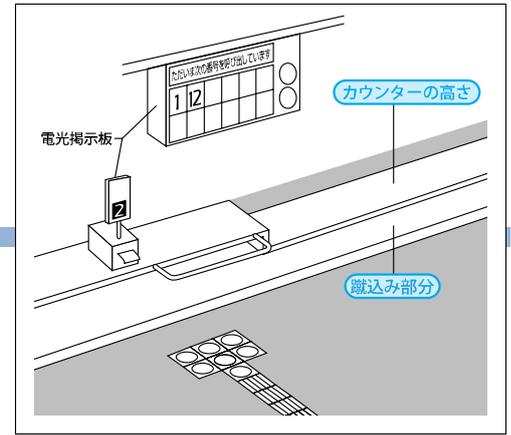
- ・ 昇降行程が 1m を越える場合、戸又は手すりが閉じていなければ昇降させられない装置
- ・ 籠を動力で折りたたむものは、籠の開閉は鍵によるものとし、人等を挟んだ時は籠の開閉を制止する装置。籠上に人等がある時は開閉できない装置
- ・ 籠が着脱式の場合は、籠がレールに確実に取り付けられていなければ昇降させられない装置
- ・ 過積載時は警報を発し、かつ運転できない装置又は鍵を用いなければ、籠の昇降ができない装置（住戸内のみ昇降するものを除く）

制御装置

- ・ 動力が切れた場合、籠の降下を自動的に制止する装置
- ・ 主索または鎖が緩んだ場合、動力を自動的に切る装置
- ・ 主索または鎖が切れた場合、籠の降下を自動的に制止する装置
- ・ 終点スイッチ、ファイナルリミットスイッチ、油圧駆動のものにあっては、ブランジャーストッパーを設ける。
- ・ 昇降路底部緩衝装置
- ・ 乗降口及び籠内において籠の昇降を停止させる装置
- ・ 籠を油圧により動かす装置にあっては、
 - イ) ブランジャーのシリンダーからの離脱防止装置
 - ロ) 電動機空転防止装置
 - ハ) 籠上運転する場合、頂部安全距離 1.2m を確保し、頂部安全距離以上の籠の上昇を自動制御する装置

1 建築物

(11) 受付カウンター及び記載台



設計のポイント

受付カウンター及び記載台は、下部に車椅子のひざや足先が入るスペースを設けるなど、車椅子使用者の利用に配慮した構造とする必要があります。

□利用者の呼び出しを行う受付カウンターでは、音声によるほか、聴覚障害者の利用に配慮した文字による呼び出し装置を設けることが望まれます。

整備基準

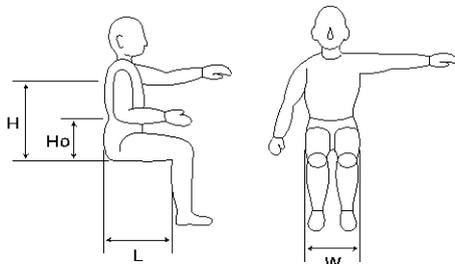
【適用施設／建築物】

■ 整備基準

■ 基準の解説

受付カウンター及び記載台を設ける場合においては、車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ及び蹴込みに配慮した受付カウンター及び記載台を1以上設けること。

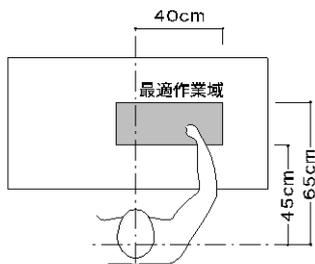
【参考】身体値に基づく作業台等の寸法の目安 身体値と車いす寸法の関係



車いす寸法	身体値との関係
座幅	W(腰幅) + 5cm
座長	L(背面 [※] 膝窩長) - 5cm
背もたれ高	H(座面 [※] 腋窩長) - 10cm
肘当て高	Ho(座面 [※] 肘高) + 2cm

※膝窩:しつか(膝の裏のこと) ※腋窩:えきか(腋の下のこと)

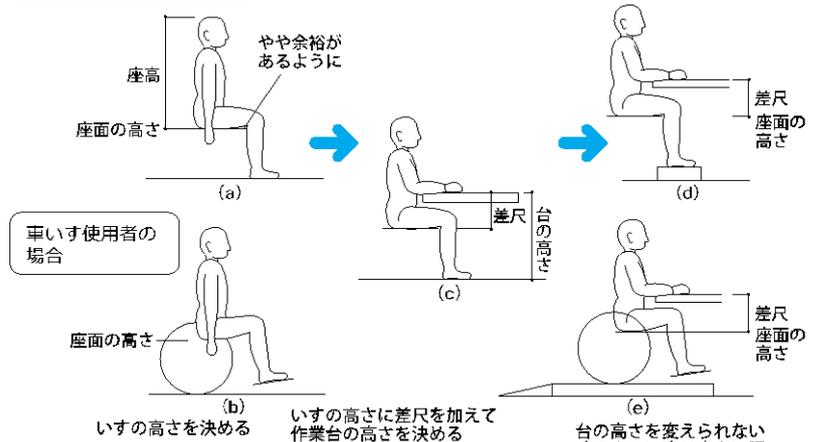
平面からみた最適作業域(右上肘側)



作業台といすの関係

- ・一般の場合
- ・車いす使用者以外の下肢障害者などの場合

$$\left[\text{差尺} = \frac{\text{座高 (cm)}}{3} - 1 \text{cm} \right]$$



作業内容と差尺の関係

作業内容	差尺
組立作業	差尺のまま
キーボード操作	差尺のまま
一般事務	差尺+1~2cm

キーボード操作における高さは、キートップ(キーボタンの上面)とする。

出典:作業療法ジャーナルvol.27 No.10 1993年 三輪書店

整備例

● 条例による整備基準

◇ バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

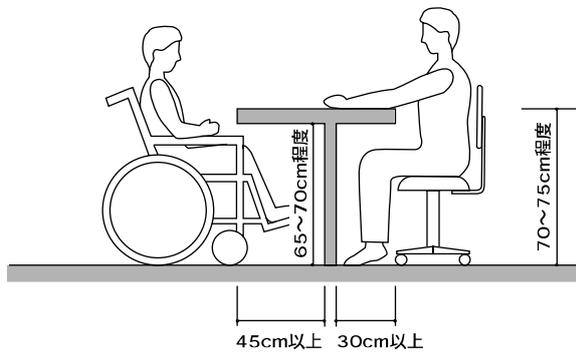
無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

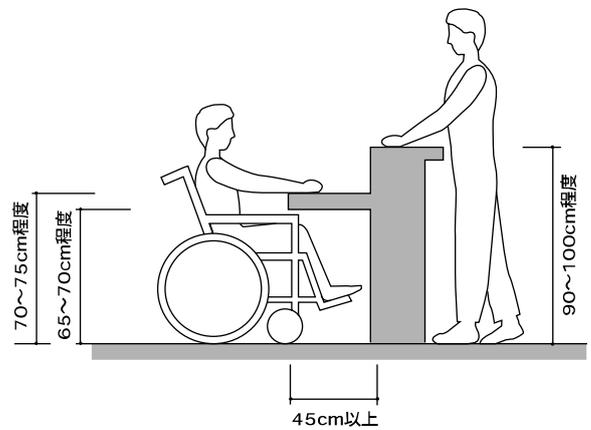
⊗ 注意マーク

受付カウンター及び記載台

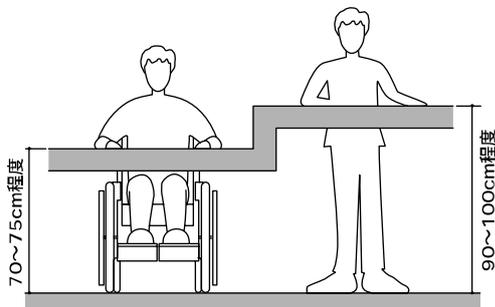
車椅子対座位



車椅子対立位



正面図



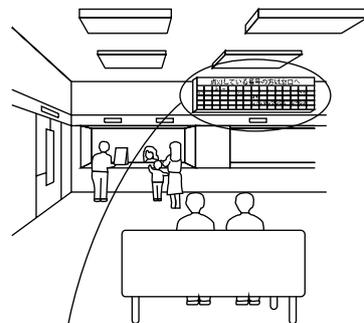
▲ 車椅子が利用しやすい高さは、座位でも対応しやすく、高齢者や妊産婦、子供等の利用にも有効です。

その他

呼出掲示板

▲ 音声と文字の両方による案内が望まれます。

官公庁等の例

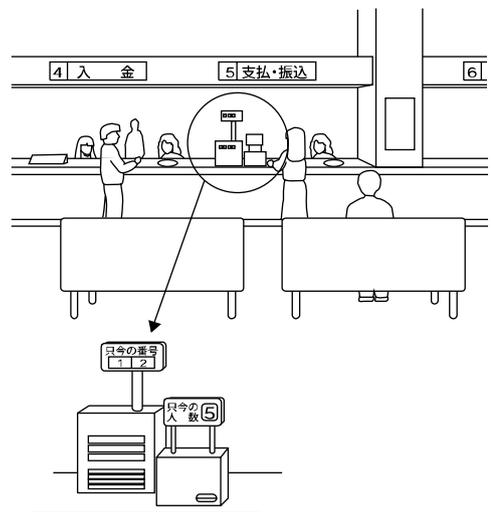


点灯している番号の方は窓口へ

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64

▲ 聴覚障害者の利用に有効です。

銀行等の例



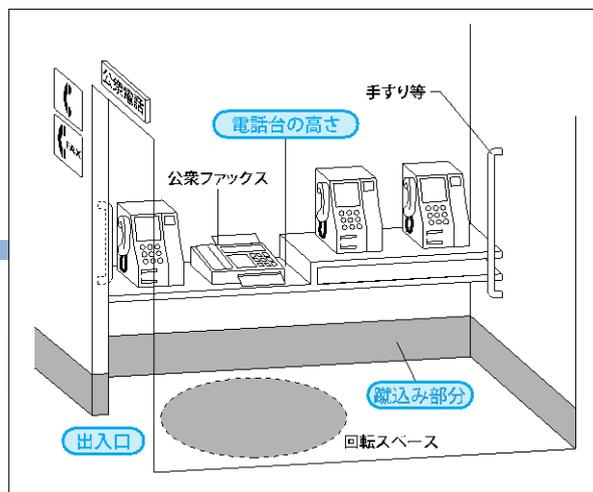
1 建築物

(12) 公衆電話所

設計のポイント

公衆電話を設置する場所は、高齢者、障害者等が利用しやすいよう、構造や高さについて配慮が必要です。

- 車椅子使用者が円滑に操作できるよう、電話台の高さや蹴込みに配慮が必要です。
- 必要に応じて、聴覚障害者に配慮した公衆ファクシミリも設置が望まれます。



整備基準

【適用施設／建築物】

■ 整備基準

■ 基準の解説

- 1 公衆電話所を設ける場合においては、車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ、蹴込み等に配慮した公衆電話所を 1 以上設けること。
- 2 公衆電話所に通ずる出入口を設ける場合においては、当該出入口は、
(1) [出入口]の項に定める構造とすること。

整備例

● 条例による整備基準

◇ バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

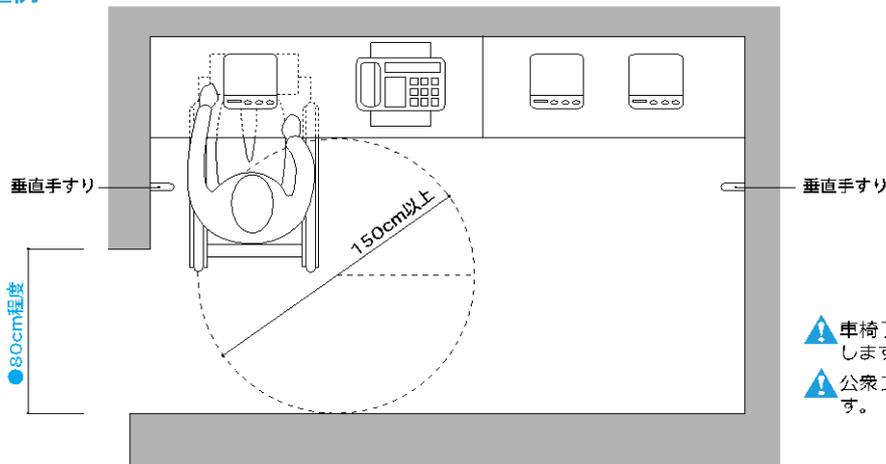
無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⊗ 注意マーク

公衆電話所

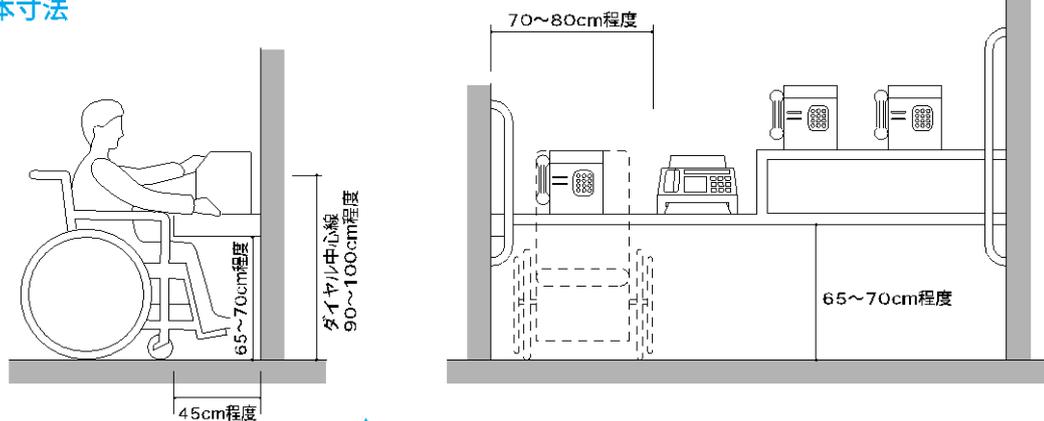
電話台の設置例



- ▲ 車椅子が回転できるスペースを確保します。
- ▲ 公衆ファクシミリが望まれます。

電話台の構造

電話台等の基本寸法



- ▲ 杖使用者等の歩行困難者が体を支えることができるよう、手すり又は壁面を設けます。

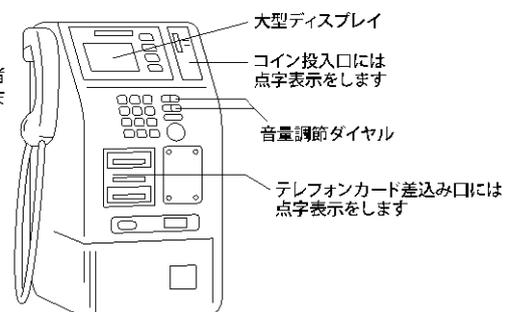
音声増幅装置付受話器

- ▲ セットボタンや音量調節ダイヤルを使用することにより、相手の声を大きくでき、聴覚障害者に有効です。



公衆電話

- ▲ 視覚障害者や聴覚障害者に使いやすい配慮が望まれます。



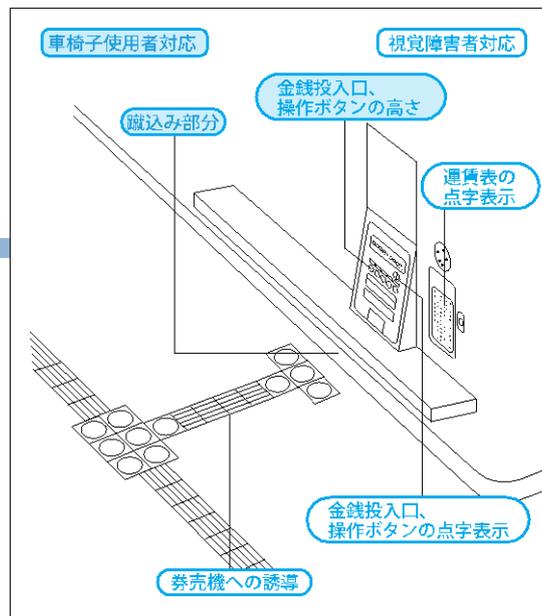
1 建築物

(13) 券売機

設計のポイント

券売機の金銭投入口や案内表示は、車椅子使用者や視覚障害者の利用に配慮が必要です。

- 金銭投入口や操作ボタンの位置は、車椅子使用者が円滑に操作できるよう、高さや蹴込みに配慮が必要です。
- 視覚障害者に配慮して、視覚障害者用床材の設置や点字表示、音声による案内、呼び出し装置の設置等が望まれます。



整備基準

【適用施設／建築物】

■ 整備基準

券売機を設ける場合においては、次に定める構造の券売機を 1 以上設けること。

- イ 車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ等に配慮した金銭投入口及び操作ボタンが設けられていること。
- 視覚障害者が円滑に利用できるように点字による表示を併用した金銭投入口及び操作ボタンが設けられていること。

■ 基準の解説

整備例

● 条例による整備基準

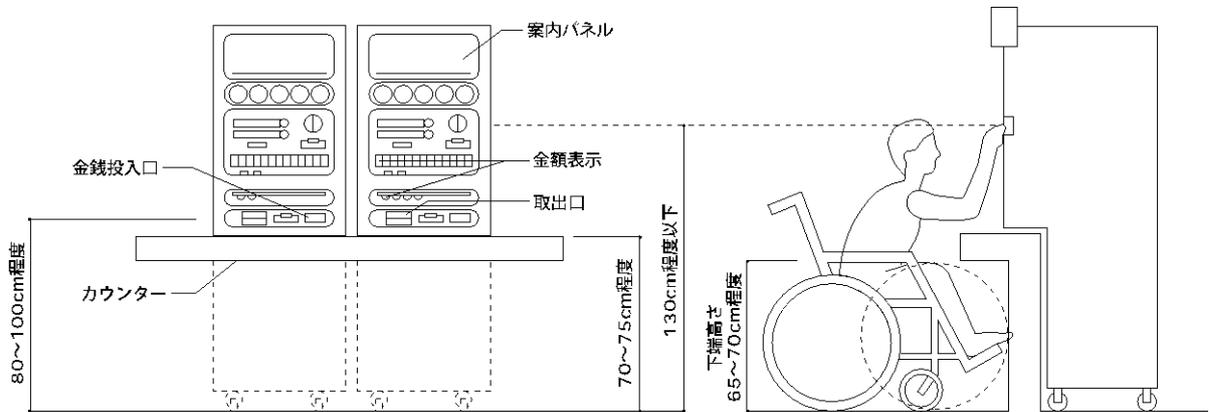
◇ パリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⊗ 注意マーク

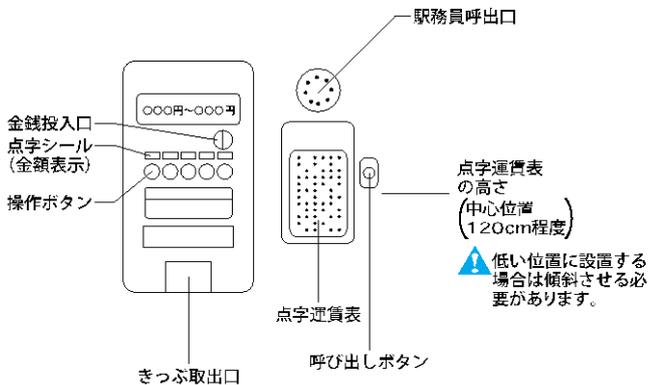
車椅子使用者への対応



- ▲ 金銭投入口は、上肢不自由者に利用しやすいように投入口を大きくすることが望まれます。
- ▲ インターホンや呼び出しボタン等は、車椅子使用者にとって使用しやすい高さ・構造とします。

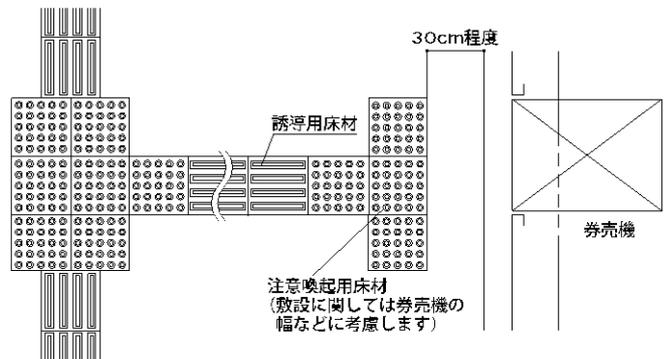
視覚障害者への対応

券売機



- ▲ 点字表示付の券売機の横には点字運賃表、行先(路線)表示の設置が望まれます。
- ▲ タッチパネル式は、視覚障害者の利用に不便であるため、1カ所以上の券売機はボタン式にすることが望まれます。

券売機への誘導



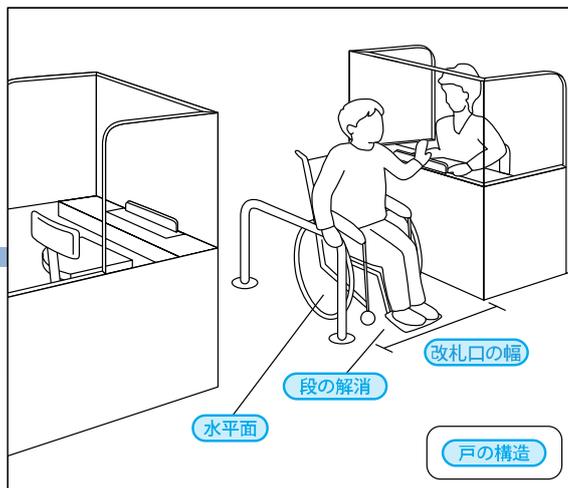
1 建築物

(14) 改札口及びレジ通路

設計のポイント

改札口及びレジ通路は、高齢者、障害者等が支障なく通過できるよう配慮が必要です。

□ 高齢者、障害者等が利用しやすいよう、幅員や視覚障害者の誘導等に配慮が必要です。



整備基準

【適用施設／建築物】

■ 整備基準

改札口（公共交通機関の施設その他の施設の運賃、入場料金等を徴収するための出入口をいう。以下この表において同じ。）及びレジ通路（商品等の代金を支払う場所における通路をいう。以下この表において同じ。）を設ける場合においては、1以上の改札口及びレジ通路は、次に定める構造とすること。

- イ 幅は、内法を **80cm 以上**^①とすること。
- ロ 戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が**円滑に開閉して通過できる構造**^②とすること。
- ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる**段**^③を設けないこと。
- ニ 床面は、水平とすること。

■ 基準の解説

① 車椅子が通過できる寸法です。

② 引き戸や引き分け戸、開き戸です。但し、引き戸の方が開き戸よりも開閉が容易です。車椅子使用者や視覚障害者等が通過しにくい回転扉や重い引き戸及び開き戸、開閉のためのスペースが充分でない開き戸等は設置しないようにします。

③ 高低差 2cm 以下でゆるやかなすりつけを行った段以外のものをいいます。
[P.48 [(1) 出入口] 参照]

整備例

● 条例による整備基準

◇ バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

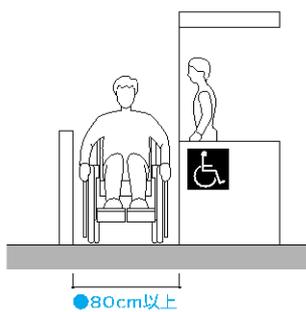
無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⊗ 注意マーク

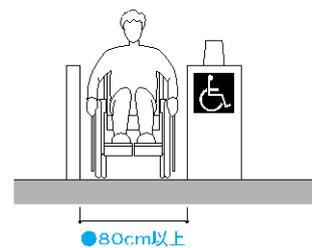
有効幅

有人改札

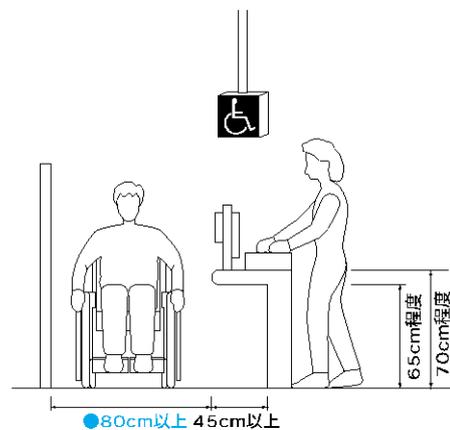
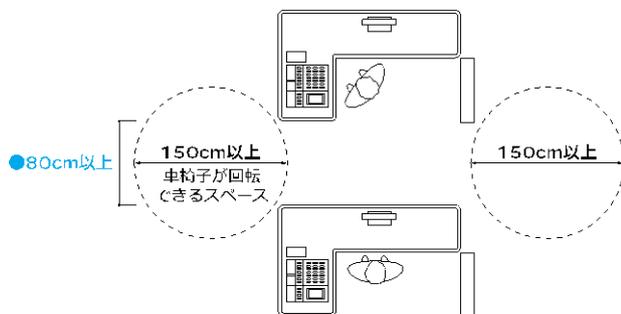


▲ 自動改札の場合、高齢者、障害者等にとって利用が困難な場合があるため、有人改札口の併設が望まれます。

自動改札



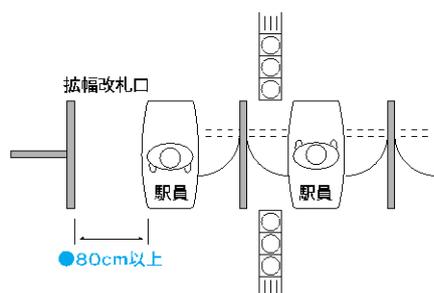
レジ通路



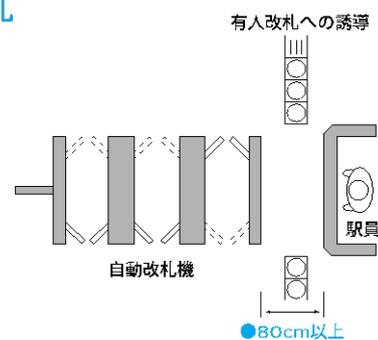
▲ 車椅子が通過できるレジであることの表示が望まれます。

視覚障害者用床材

有人改札



自動改札



▲ 自動改札の場合、高齢者、障害者等にとって利用が困難な場合があるため、有人改札口の併設が望まれます。

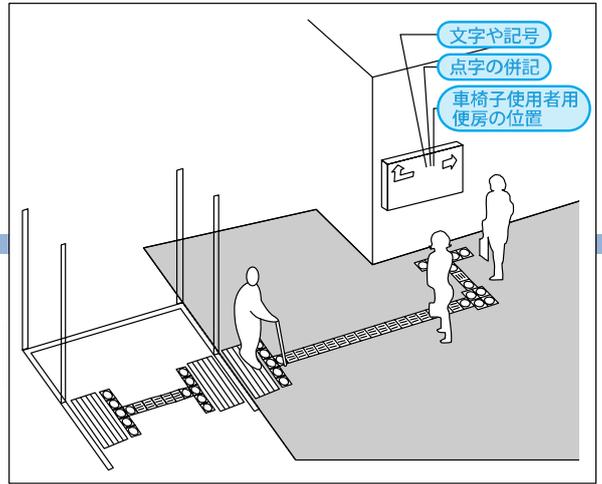
1 建築物

(15) 案内設備

設計のポイント

館内の案内板は、高齢者、障害者等が支障なく目的地場所に到達できるよう、施設の利用や移動などに関する情報を的確に伝達することが必要です。

- 案内板の設置位置は、わかりやすい位置に設置するとともに、案内板の向きに配慮が必要です。
- 案内板のほか、視覚障害者用床材、サイン、音や光による誘導を効果的に組み合わせるよう配慮が望めます。
- 視覚障害者の利用の多い施設では、携帯できる館内案内用の触知図等を作成し、貸出しや配布することも効果的です。



整備基準

【適用施設／建築物】

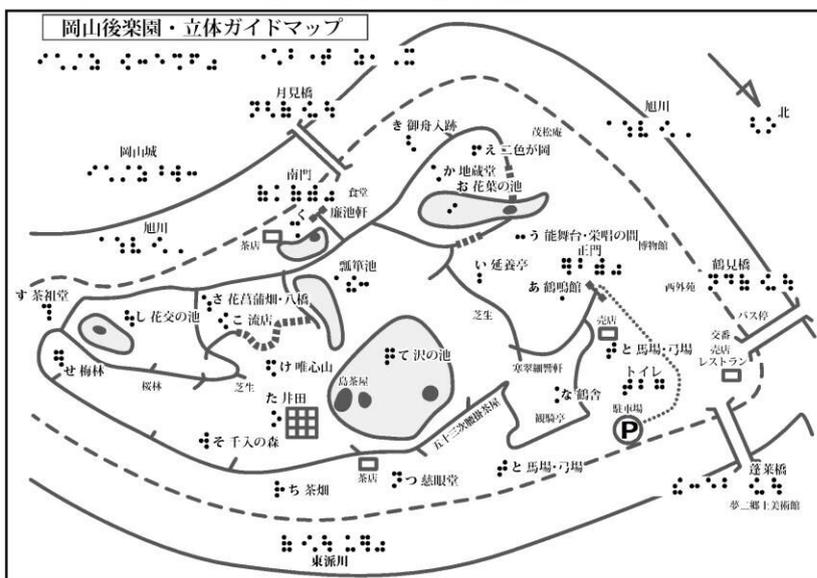
■ 整備基準

- 用途面積が 2000 m²以上の建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した次に定める構造の館内案内板その他の案内設備を 1 以上設けること。ただし、案内所を設ける場合又は当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。
 - 文字又は記号^①は、大きくかつ太くすること、地板との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により、容易に識別できるものとする。
 - 車椅子使用者用便房^②がある場合は、その位置を表示すること。
- 用途面積が 2000 m²以上の建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内又はこれらに類するもの^③により視覚障害者に示すための案内設備を設けること。ただし、案内所を設ける場合は、この限りでない。
- 用途面積が 2000 m²未満の建築物又はその敷地に案内設備を設ける場合は、1 及び 2 に定める構造に準じたものとする。

■ 基準の解説

- ① 高齢者や弱視者にもわかりやすい配慮が必要です。[P.197 [(8) ピクトグラム・絵文字等] 参照]
- ② 車椅子使用者用便房は数が少ないため、面積の大きい大規模施設等で位置をわかりやすくするための配慮です。
- ③ 視覚障害者が建物の位置や各室の配置などの情報を得るための配慮です。[P.185 [(4) 点字などの表示] 参照]

【参考：岡山後楽園 触知案内図(来園者案内用)】



▲ 携帯用(館内案内用)の触知図等を作成し、貸出しや配布することも効果的です。

(注) 実物は触知案内図と、その上に重ねられる文字(墨字)入りの透明なシートの 2 枚に分かれています。

整備例

● 条例による整備基準

◇ バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

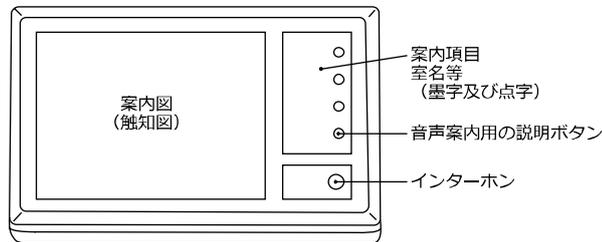
無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⊗ 注意マーク

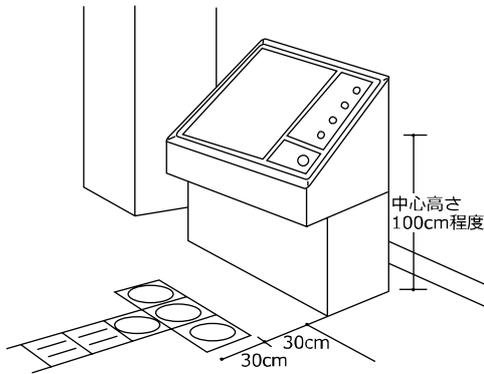
設置位置及び仕様

音声・触知図案内板



▲ 音声案内板を設置する場合は、騒音などに注意し、利用者が聞きとりやすい場所に設置します。

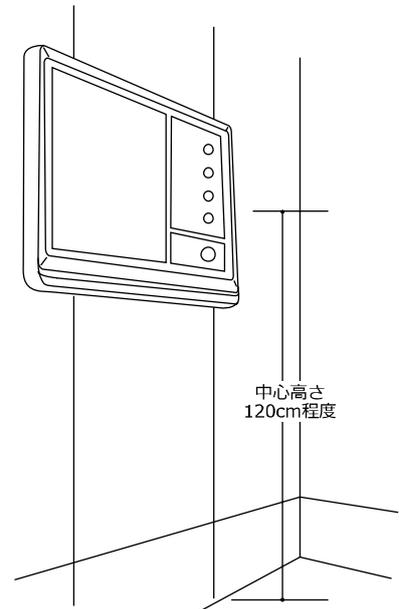
▲ 点字表示と墨字(通常の文字)を併記します。



▲ 触知図を傾けることで点字案内が読みやすくなります。

▲ 低いものであれば、車椅子利用者も見やすくなります。

▲ 傾斜型の場合は通路等に突き出さないようにします。



▲ 有人の受付等がある場合はその付近に設置し、無い場合は出入口付近に設置することが望まれます。

▲ 逆光や反射グレアが生じないように案内板、表示板等の仕上げや、設置位置、照明に配慮します。

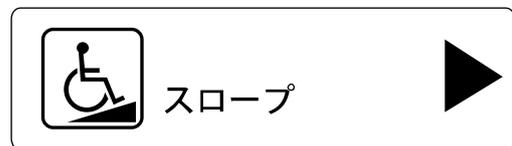
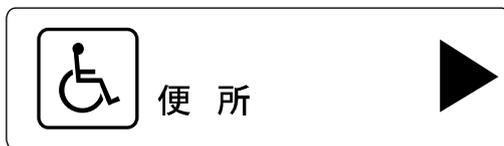
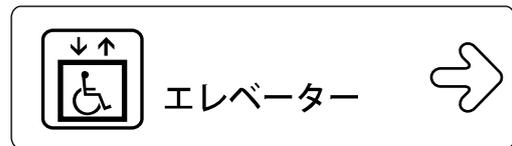
▲ 案内板には、空間全体や各空間の用途、エレベーター、便所、駐車施設等の位置及び順路等を表示します。

▲ 大きめの文字を用い、ひらがな・点字・図記号等を併記し、高齢者、障害者等に配慮したデザインとします。

▲ 文字の読めない子どもや絵の方が理解しやすいといった障害を持つ人への配慮も必要です。

▲ 同一建築物内においては、案内板、表示板等のデザインは、統一することが望まれます。

車椅子対応施設の案内例



▲ 廊下等の曲がり角ごとの、わかりやすい位置に、誘導用の表示板を設けることが望まれます。

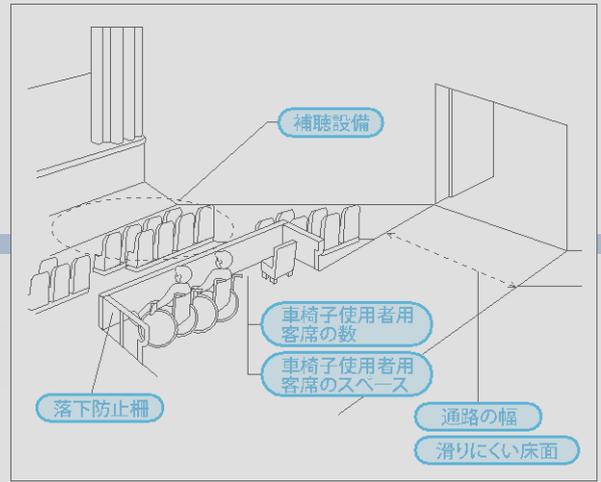
1 建築物

(16) 観客席

設計のポイント

劇場や観覧場、集会場等は、出入口から容易に到達できる場所に、車椅子使用者が利用できる客席のスペースが必要です。

- 車椅子使用者が出入口から席まで容易に到達できるよう通路を確保し、席では、安定して観覧できるスペースを設けます。
- 聴覚障害者に配慮した補聴設備等の設置が望まれます。
- 車椅子使用者が、舞台上へ支障なくアプローチできることが望まれます。
- 通用口や劇場内の通路等から楽屋・控室、舞台等に至る経路は、高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮したものとします。
- 楽屋・控室（便所、更衣室・シャワー室を含む。）は、高齢者、障害者等（車椅子使用者を含む。）の円滑な移動等に配慮したものとします。



整備基準

【適用施設／建築物】

■ 整備基準

■ 基準の解説

1 固定式の客席を設ける場合 **※2025 改訂マニュアル参照**

車椅子使用者が円滑に利用できる「車椅子使用者用区画」という。)を1以上(客席数が100席を超え400席以下の場合にあっては2以上、400を超える場合にあっては2にその超える客席数200までごとに1を加えた数(当該数が10を超える場合は、10とする。)以上)設けること。

イ 客席区画の幅及び奥行きは、それぞれ内法を85cm以上及び120cm以上とすること。

ロ 床面は、水平とし、かつ、**滑りにくい仕上げ**^①とすること。

ハ 客席区画の前面及び側面には、必要に応じて落下防止の措置を講ずること。

① [P.169 [(1) 床(路面)仕上げの目安] 参照]

2 出入口から車椅子使用者用区画に通ずる客席内の通路の幅は、内法を**120cm以上**^②とすること。

② 人が横向きになれば車椅子とすれ違える寸法です。

3 2に掲げる通路に高低差がある場合においては、(2)の項木に定める構造の傾斜路及びその踊場又は(10)の項に定める構造の**特殊構造昇降機**^③その他これに準じた構造の昇降機を設けること。

③ [P.91 [(10) 特殊構造昇降機] 参照]

整備例

● 条例による整備基準

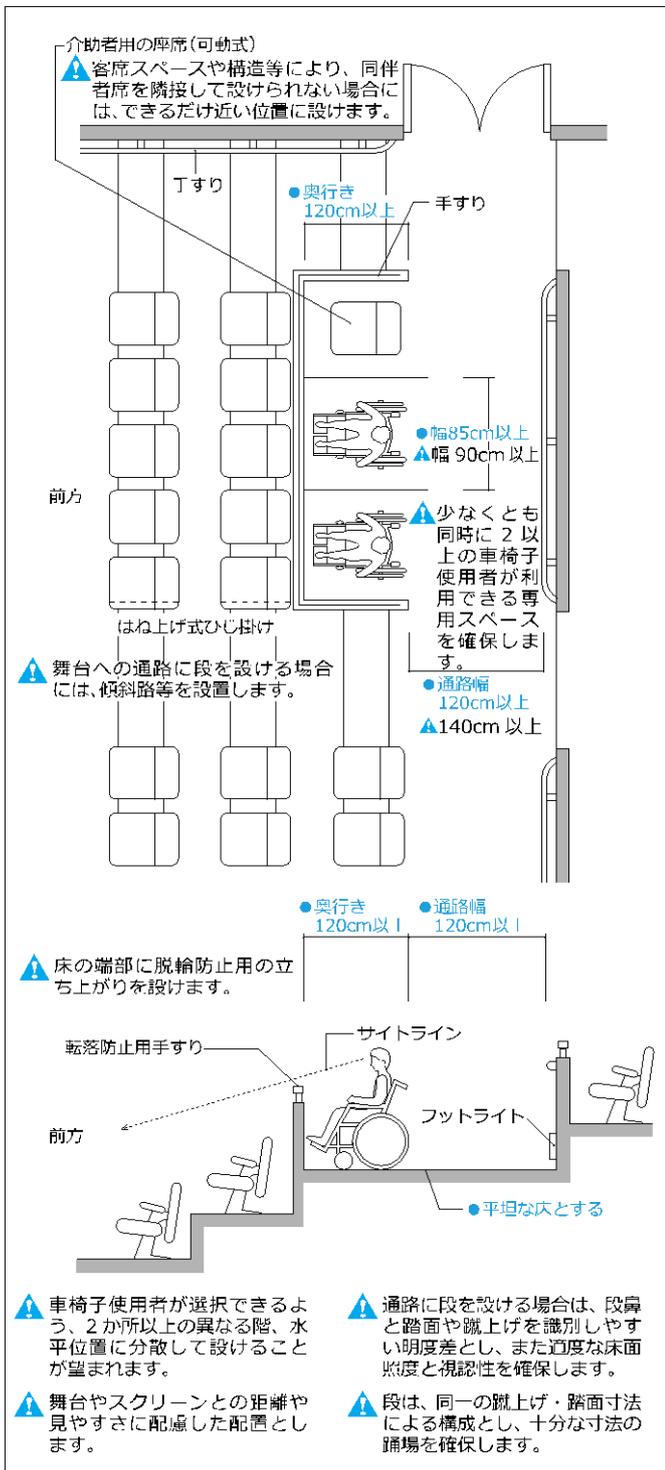
◇ バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

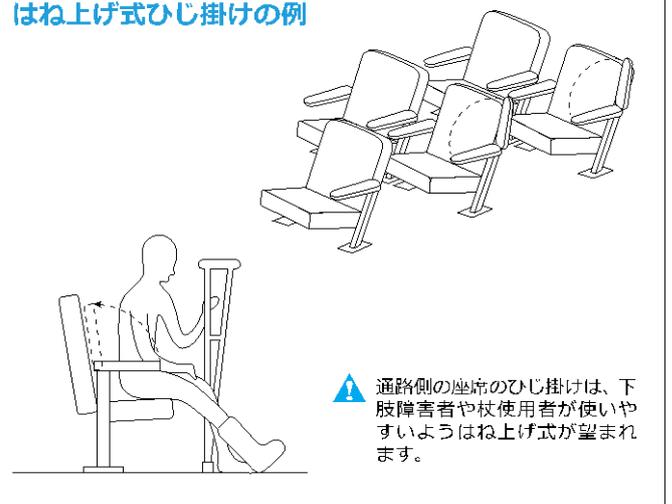
⊗ 注意マーク

車椅子使用者用客席スペース



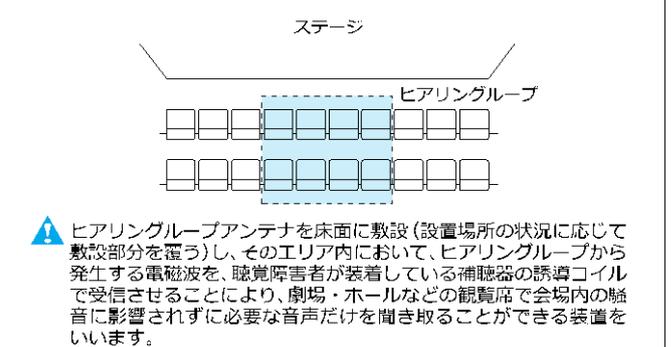
その他

はね上げ式ひじ掛けの例

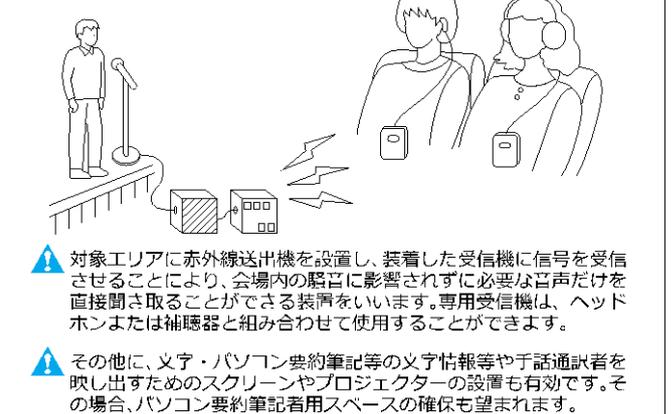


補聴設備

聴覚障害者用ヒアリンググループの例



赤外線システムの例



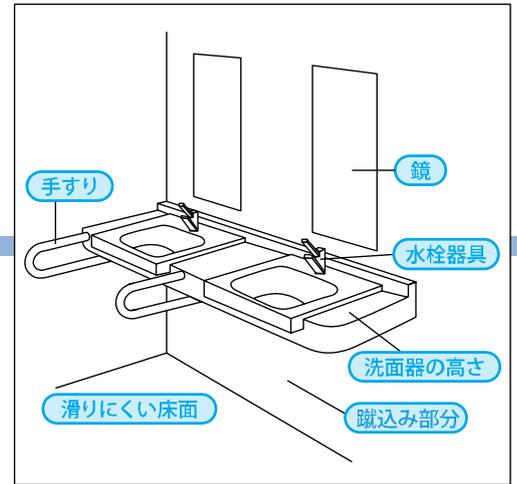
1 建築物

(17) 洗面所

設計のポイント

洗面所は、高齢者、障害者等を含む全ての人が利用しやすいよう配慮が必要です。

- 洗面所に至る経路は、高齢者、障害者等の利用に配慮し、有効幅員の確保・ドアの構造・段を設けない・床の表面を滑りにくくすることなどの配慮が必要です。
- 洗面器は、車椅子使用者のひざや足先が入るスペースや、位置及び高さ配慮した鏡が必要です。
- 視覚障害者への配慮から、案内板等に洗面所の位置及び男女の別を点字表示することが望まれます。



整備基準

【適用施設／建築物】

■ 整備基準

多数の者が利用する洗面所を設ける場合においては、次に定める構造の洗面所を1以上設けること。ただし、口及び二については、車椅子使用者用便所が設置されている建築物に多数の者が利用する洗面所を設ける場合は、この限りでない。

- イ 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料^①で仕上げること。
- ロ 車椅子使用者が円滑に利用できるような高さ及び蹴込みに配慮した洗面器が設けられていること。
- ハ 水栓器具は、光感知式、レバー式その他の操作が容易な方式のものが設けられていること。
- ニ 車椅子使用者が円滑に利用できるような位置及び高さ配慮した鏡^②が設けられていること。

■ 基準の解説

① [P.169 [(1) 床(路面)仕上げの目安] 参照]

② 車椅子使用者が全身の身づくろいを確認できるように設置します。[P.73 [(6) 車椅子使用者用便所] 参照]

整備例

● 条例による整備基準

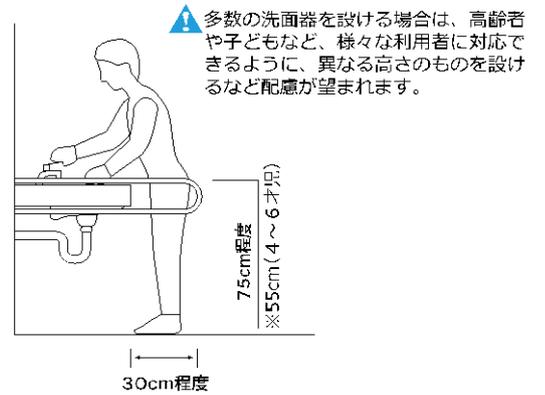
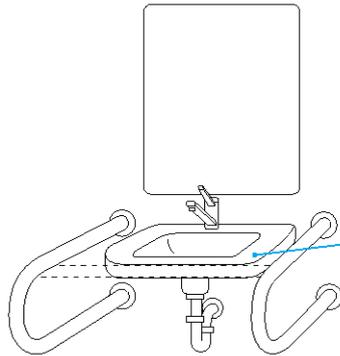
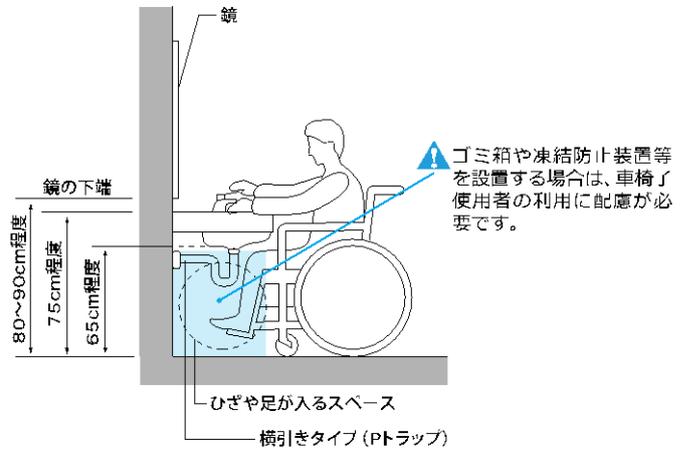
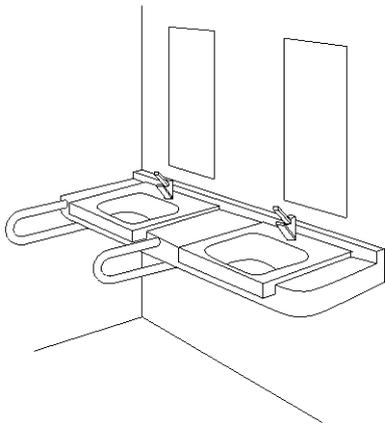
◇ バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

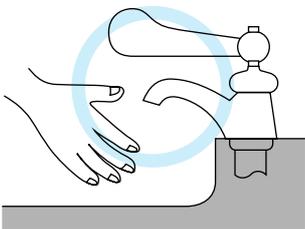
⊗ 注意マーク

洗面所

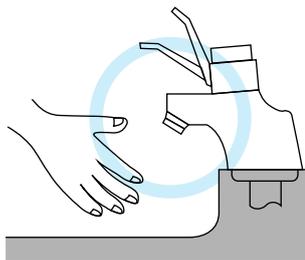


水栓器具

レバー式立水栓



レバー式混合栓



光感知式



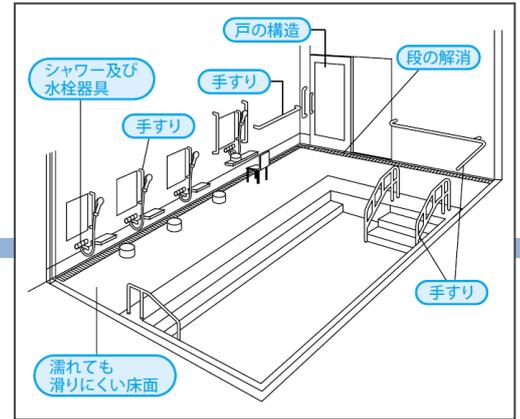
▲ 同一の建築物内では同一仕様の水栓器具とすることが望まれます。

▲ 光感知式は、視覚障害者の利用には不便な場合があります。

⊗ 手の不自由な人にとっては握って回すことが困難です。

1 建築物

(18) 浴室



設計のポイント

浴室を設置する場合は、高齢者、障害者等が支障なく利用できるよう配慮が必要です。

- 浴室に至る経路は、高齢者、障害者等の利用に配慮し、有効幅員の確保・ドアの構造・段を設けない・床の表面を滑りにくくすることなどの配慮が必要です。
- 洗面器は、車椅子使用者のひざや足先が入るスペースや、位置及び高さに配慮した鏡が必要です。
- 視覚障害者への配慮から、案内板等に浴室の位置及び男女の別を点字表示することが望まれます。

整備基準

【適用施設／建築物】

■ 整備基準

多数の者が利用する浴室を設ける場合においては、次に定める構造の浴室を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。ただし、客室内に設けられるものについては、この限りでない。

- イ 洗い場及び脱衣室の出入口の幅は、内法を **80cm 以上**^① とすること。
- ロ 洗い場及び脱衣室の出入口は、車椅子使用者が通過する際に支障となる**段**^②を設けないこと。
- ハ 洗い場及び脱衣室の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が**円滑に開閉して通過できる構造**^③とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- ニ 浴槽、洗い場及び脱衣室には、手すりを適切な位置に配置すること。ただし、常時勤務する者により介助を受けて当該浴室を利用することができる場合は、この限りでない。
- ホ 床の表面は、**濡れても滑りにくい仕上げ**^④とすること。
- ヘ 洗い場及び脱衣室の**水栓器具**^⑤は、レバー式その他操作が容易な方式のものを適当な位置に1以上設けること。

■ 基準の解説

- ① 車椅子が通過できる最低の寸法です。
- ② 高低差 2cm 以下でゆるやかなすりつけを行った段以外のものです。[P.48 [(1) 出入口] 参照]
- ③ 引き戸や引き分け戸です。重い引き戸及び開き戸、開閉のためのスペースが充分にない開き戸等は該当しません。
- ④ [P.169 [(1) 床 (路面) 仕上げの目安] 参照]
- ⑤ [P.108 [(17) 洗面所]、P.112 [(19) 更衣室等] 参照]

【参考】

浴室・シャワー室の手すりについて

車椅子使用者が浴槽に入る場合、シャワーチェア等から浴槽の縁の乗り移り台に腰を掛け、身体の向きを変えて片足ずつ浴槽に入り、浴槽の縁や横の手すりですえながら身体を洗います。このため、乗り移りの際の立ち座り用の縦手すりや浴槽へ入る際に使用する横手すりが必要です。

浴室やシャワー室の洗い場では、手すりにつかまって立ち上がった姿勢で身体を洗うことがあるため、鏡の両側に縦手すりを設置した場所を設けることが望まれます。

また、手すりを伝って浴槽や洗い場まで移動する人のために、出入口からの経路には横手すりを設置することが望まれます。

整備例

● 条例による整備基準

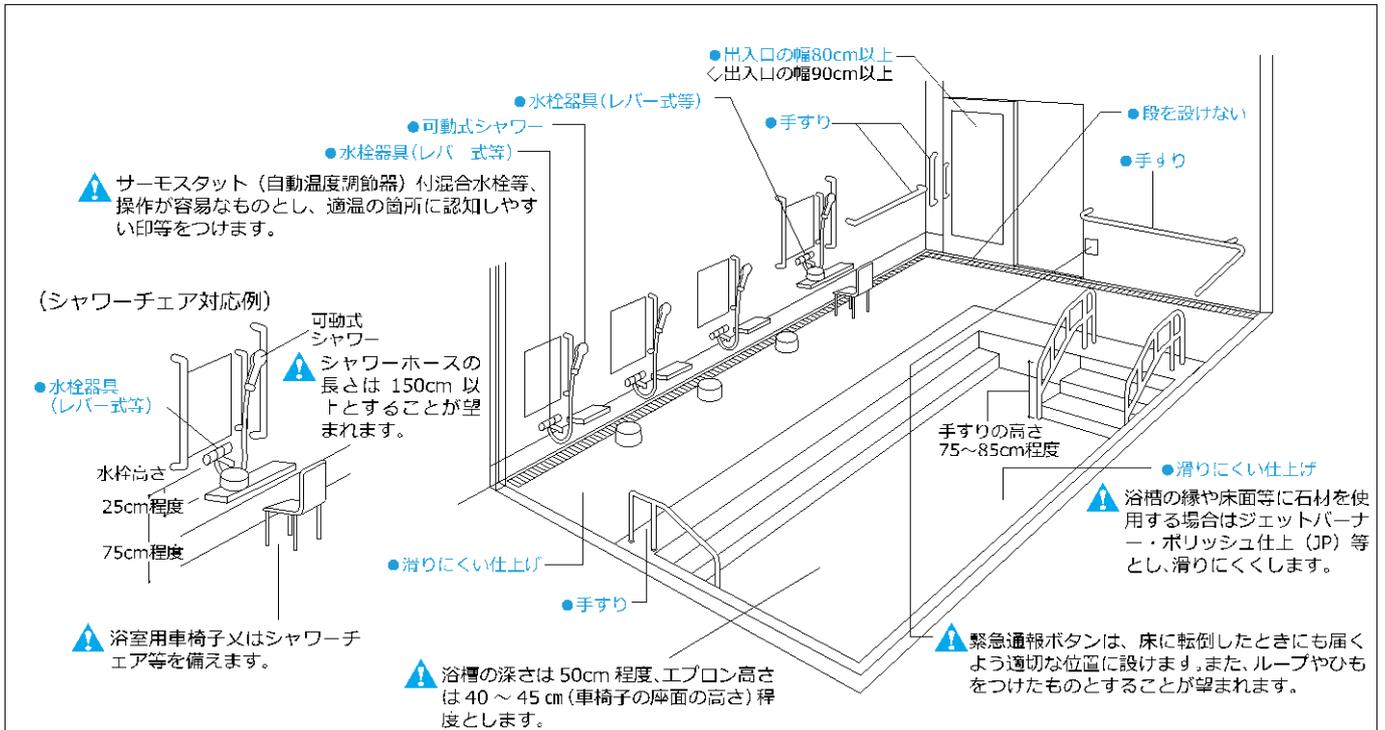
◇ バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

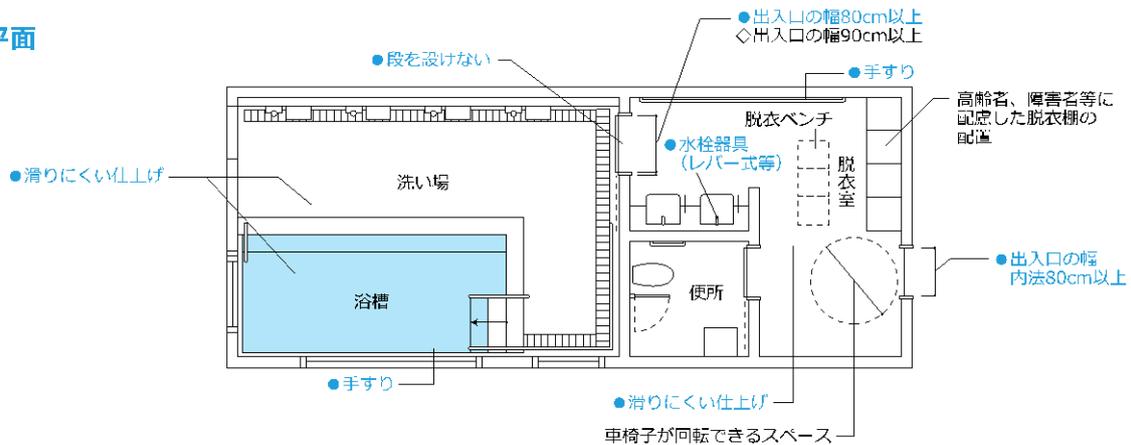
▲ 参考事例等

⊗ 注意マーク

共同浴室

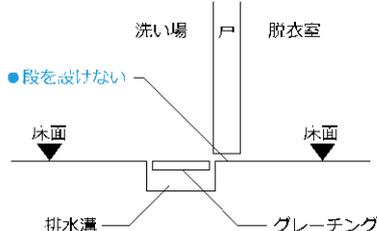


浴室の平面



出入口の段差解消

- ▲ 共同浴室では、車椅子利用者も利用できる洗い場・浴槽を設けることが望まれます。
- ▲ 異性による介助に配慮し、男女が共用できる位置に、個室タイプの浴室を1以上設けることが望まれます。



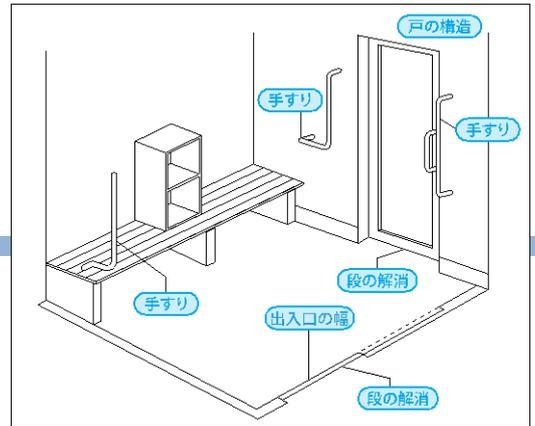
1 建築物

(19) 更衣室等

設計のポイント

更衣室を設置する場合は、高齢者、障害者等が支障なく利用できるよう配慮が必要です。

- 更衣室に至る経路は、高齢者、障害者等の利用に配慮し、有効幅員の確保・ドアの構造・段を設けない・床の表面を滑りにくくすることなどの配慮が必要です。
- 視覚障害者への配慮から、案内板等に更衣室の位置及び男女の別を点字表示することが望まれます。



整備基準

【適用施設／建築物】

■ 整備基準

■ 基準の解説

多数の者が利用する更衣室等（更衣室又はシャワー室をいう。以下この表において同じ。）を設ける場合においては、次に定める構造の更衣室等を1以上設けること。ただし、客室内に設けられるものについては、この限りでない。

- イ 出入口の幅は、内法 **80cm 以上^①**とすること。
- ロ 床には、車椅子使用者が利用する際に支障となる**段^②**を設けないこと。
- ハ 出入口の戸は、車椅子使用者が**円滑に開閉して通過できる構造^③**とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- ニ 床の表面は、**濡れても滑りにくい仕上げ^④**とすること。
- ホ 手すりを適切な位置に配置すること。
- ヘ シャワー等の水栓器具は、操作が容易な方式のものを設けること。

- ① 車椅子が通過できる最低の寸法です。
- ② 高低差 2cm 以下でゆるやかなすりつけを行った段以外のものです。[P.48 [(1) 出入口] 参照]
- ③ 引き戸や引き分け戸です。重い引き戸及び開き戸、開閉のためのスペースが充分にない開き戸等は該当しません。
- ④ [P.169 [(1) 床（路面）仕上げの目安] 参照]

【参考】

更衣室の手すりについて

更衣室では、車椅子から一度脱衣用のベンチに乗り移り、脱衣後に浴室用のシャワーチェア等へ乗り換えるため、立ち座りに使う縦手すりと脱衣時の座位を保持する横手すりが必要です。

また、手すりを伝って浴室に移動する人のために、脱衣用のベンチから浴室の入口まで横手すりを設置することが望まれます。

整備例

● 条例による整備基準

◇ パリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準

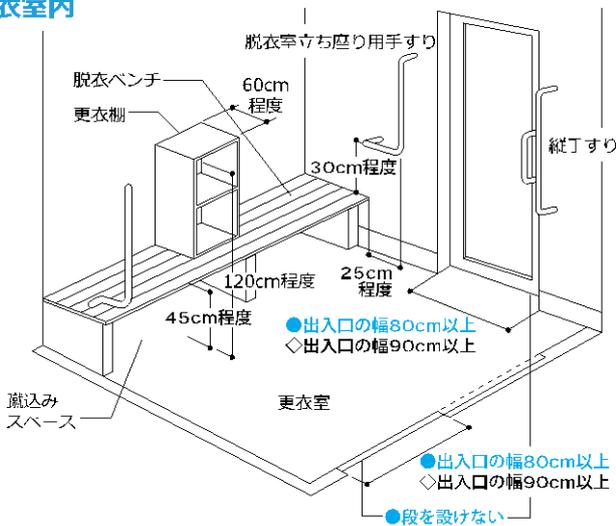
無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⊗ 注意マーク

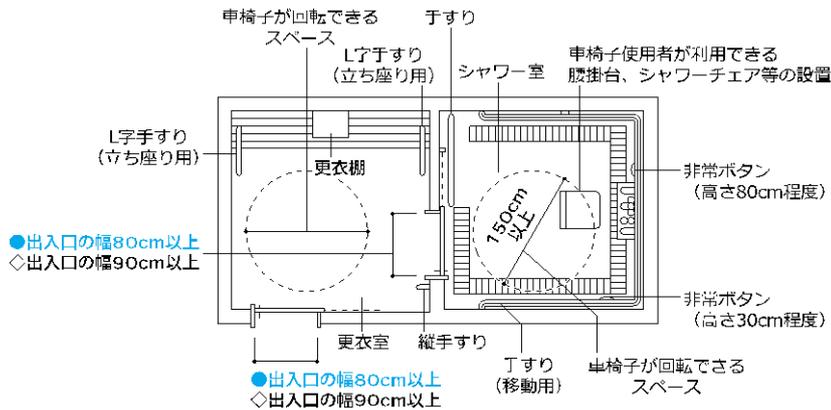
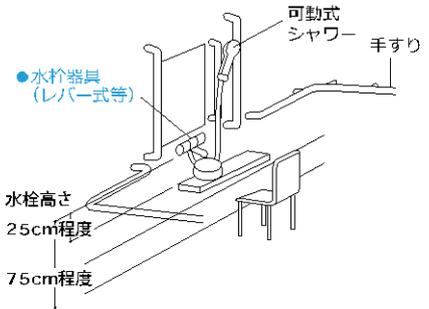
更衣室・シャワー室

更衣室内



シャワー室内

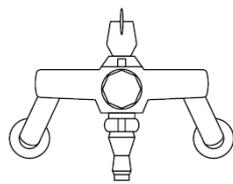
(シャワーチェア対応例)



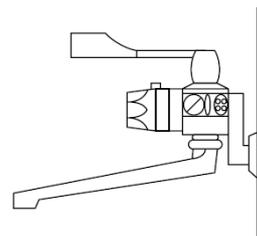
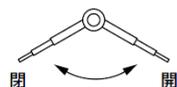
▲ 異性による介助に配慮し、男女が共用できる脱衣室・更衣室を1以上設けることが望まれます。

▲ 脱衣ベンチや腰掛台等は、車椅子からの移乗しやすい高さ(45cm程度)の配慮が必要です。

容易に操作できる水栓器具



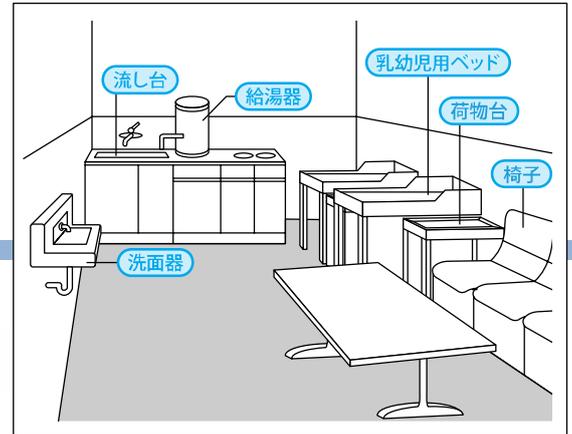
レバーハンドル平面図



▲ レバーが長過ぎるとわずかな力で大きく動くので細かい調節が難しくなります。

1 建築物

(20) 授乳場所



設計のポイント

育児中の人の利用が考えられる施設には、授乳やおむつ替え、休憩等ができるよう、授乳場所等の設備を設ける必要があります。

- 授乳場所は、落ち着いた清潔な場所づくりに配慮する必要があります。
- 廊下等からの視線の遮蔽に留意が必要です。
- 授乳場所の位置や授乳場所の出入口には、わかりやすい表示をすることが望まれます。
- 流し台や給湯器の設置が望まれます。

整備基準

【適用施設／第一種官公庁施設、文化教養施設、物品販売店舗及び公共交通機関の施設で用途面積 5,000 平方メートル以上のもの】

■ 整備基準

■ 基準の解説

授乳を行うことができる場所を確保し、当該場所には、乳幼児用ベッド及び椅子その他これらに類するものを設けること。

整備例

● 条例による整備基準

◇ バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

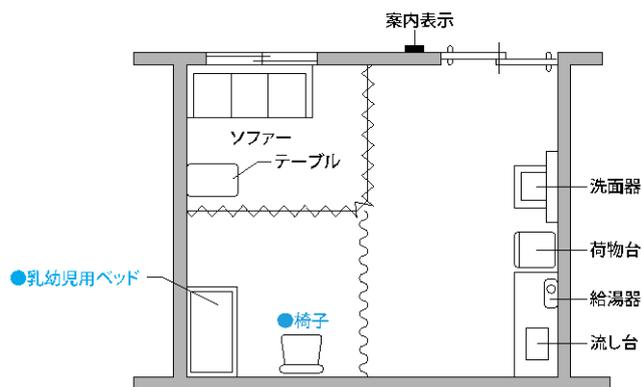
無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

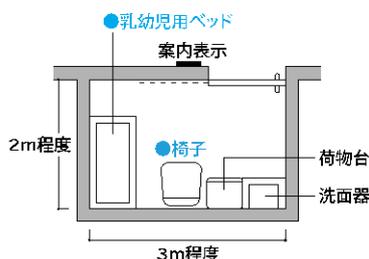
⊗ 注意マーク

授乳場所・授乳コーナー

授乳室の整備例



小規模な例



案内表示例



5 目の不自由な人への配慮①

■エチケット

●ひと声かけて

目の不自由な人には全盲と弱視の人がおり、介助の仕方などがそれぞれ異なります。白い杖を持った人や盲導犬同伴の人が困っている様子を見かけたら、ひと声かけて、何をしてほしいか聞いてからお手伝いしましょう。

●あいさつ

あいさつをするときは、目の見えている人から先に声をかけてください。



●方向や場所の教え方

街角で白い杖を持った人が立ち止まって考え込んでいるのは、方向がわからなくなっている場合によくある姿です。

方向や場所を教える時は、左、右、前、後とか、何メートル先に〇〇というように具体的な情報を言ってください。(例えば、「100メートル先に噴水があるのでそこを左に曲がる」というと、相手は距離だけでなく音やにおいなどでもその場所を認知できます。)

「あっち」「こっち」「あれ」「それ」「これ」といった抽象的な表現は使わないようにします。

●杖や手に急に触れない

目の不自由な人は、歩行中にアンテナの役割をしている白杖や手を急に引っ張られたり、腕を抱きかかえられたり、後ろから身体を押されたりすると大変不安を感じ、先へ進めなくなります。

また、点字を読む人にとって、指先は目と同じ役割をする大切な部分です。



●盲導犬への配慮

盲導犬はペットではなく、目の不自由な人が安全に歩行できるように厳しく訓練された犬であり、吠えたり噛みついたりすることはありません。

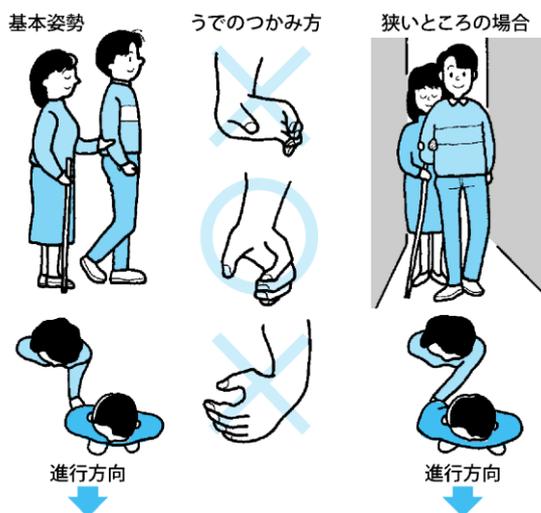
盲導犬は、ハーネス(胴輪)をしている時は「仕事」なので、かわいいからといって、撫でたり食べ物を与えたりしてはいけません。仕事に集中できなくなり事故を起こすもとになります。

盲導犬をかわいいと思ったり、盲導犬のことを知りたいと思ったときは、同伴する視覚障害者に気軽に話しかけてください。

■介助の方法

●基本的な誘導

- ①介助をする人は、介助を受ける人の白杖を持つ手と反対側の半歩前に立ち、ひじの上を軽く握ってもらいます。このとき、ひじは力を抜いて、腕や脇を不自然に広げないようにします。(実際の介助では杖を使わない人もいます。)
- ②歩く速さは、介助を受ける人に合わせてください。
- ③歩くときは、まわりの様子などを説明しながら歩いてください。立ち止まったり、曲がったりするときは、「止まりますよ」「右に曲がりますよ」などとあらかじめ声をかけてください。
- ④前方に障害物や段差があるときは、「〇メートルほど前に、〇〇がありますよ」と声をかけてください。
- ⑤狭いところ、混雑しているところでは、介助をする腕を後ろにまわし、介助をする人が前に立って一列に並んで進みます。



次のコラム P.148

1 建築物

(21) おむつ交換台

設計のポイント

育児中の人の利用が多い施設には、おむつ替えができるよう、おむつ交換台等の設備を設ける必要があります。

- おむつ交換台は、便所の付近や便房内に設置されることが望まれます。
- おむつ交換台の設置の有無や位置等をわかりやすく表示することが望まれます。

整備基準

【適用施設／第一種官公庁施設、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗及び公共交通機関の施設で用途面積2,000平方メートル以上のもの】

■ 整備基準

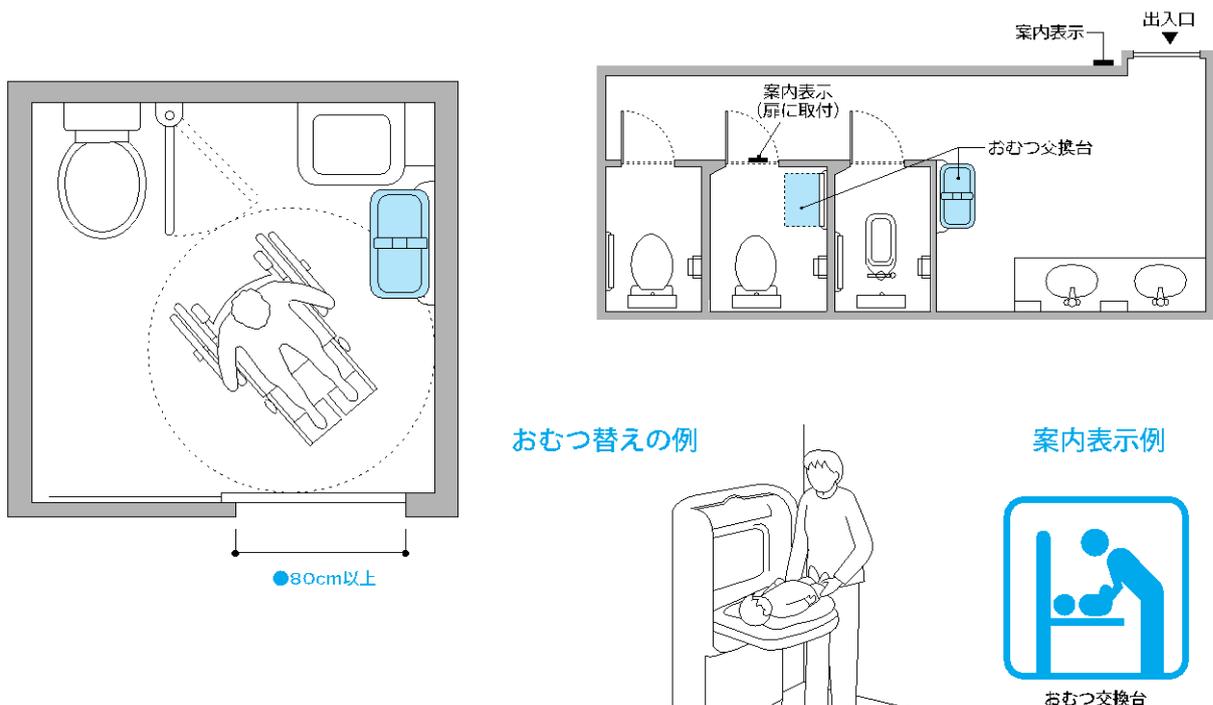
■ 基準の解説

おむつを交換できる台その他これに類するものを1以上設けること。

整備例

おむつ交換台

配置例



成人用おむつ交換台の例は、
[P.74(6)車椅子使用者用便房]参照]

1 建築物

(22) 乳幼児椅子

設計のポイント

育児中の人の利用が多い施設の便所には、乳幼児を座らせることができるよう、乳幼児椅子を設ける必要があります。

□乳幼児椅子の設置の有無や位置等をわかりやすく表示することが望まれます。

整備基準

【適用施設／第一種官公庁施設、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗及び公共交通機関の施設で用途面積2,000平方メートル以上のもの】

■ 整備基準

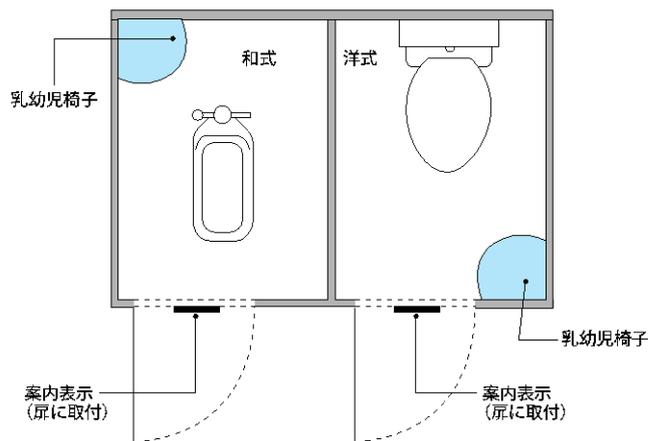
■ 基準の解説

乳幼児椅子その他これに類するものを備えた便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）を設けること。

整備例

乳幼児椅子

便房内の配置例



案内表示例



乳幼児椅子

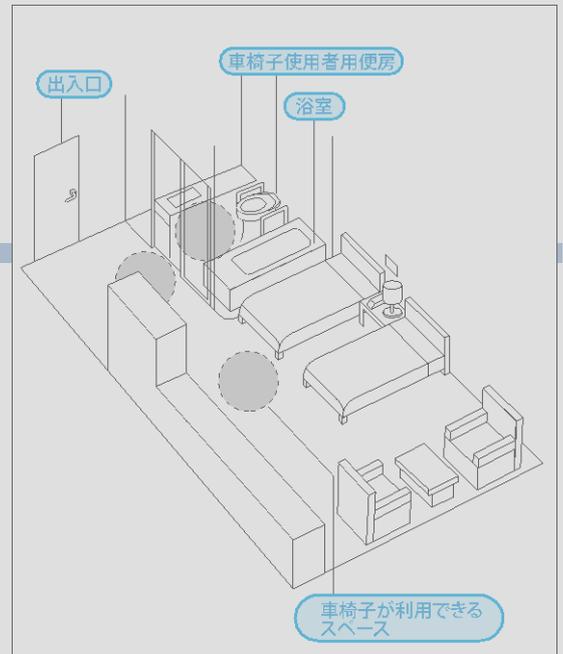
1 建築物

(23) 客室

設計のポイント

宿泊施設においては、車椅子使用者の利用に配慮した客室の整備が必要です。

- 室内は、車椅子使用者の利用に配慮し、有効幅員の確保・ドアの構造・段を設けないなどの配慮が必要です。
- 車椅子使用者に配慮した便所及び浴室の整備が必要です。
- 客室の総数が 50 未満の場合であっても、車椅子使用者用客室を 1 以上設けることが望まれます。
- 車椅子使用者用客室の位置は、車椅子使用者の移動負担の軽減を考慮し、エレベーターからできるだけ近い位置とすることが望まれます。
- 一般の客室も同様に高齢者等に配慮した整備が望まれます。



整備基準

【適用施設／宿泊施設で 50 室以上】

■ 整備基準

※2025 改訂マニュアル参照

基準の解説

次に定める構造の客室を客室数に 1/50 を乗じて得た数（1 に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り捨てて得た数）以上設けること。

- イ 出入口は、(1) [出入口] の項に定める構造^①とすること。
- ロ 室内には、(6) の項イからニまでに定める構造の車椅子使用者用便房^②を設けること。ただし、当該客室が設けられている階に車椅子使用者用便所が 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）設けられている場合は、この限りでない。
- ハ 室内には、(18) の項に定める構造の浴室^③を設けること。ただし、当該客室が設けられている建築物に (18) の項に定める構造の浴室が 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）設けられている場合は、この限りでない。
- ニ 室内は、車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な面積が確保されていること。

① [P.45 [(1) 出入口] 参照]

② [P.67 [(6) 車椅子使用者用便房] 参照]

③ [P.109 [(18) 浴室] 参照]

整備例

● 条例による整備基準

◇ バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準

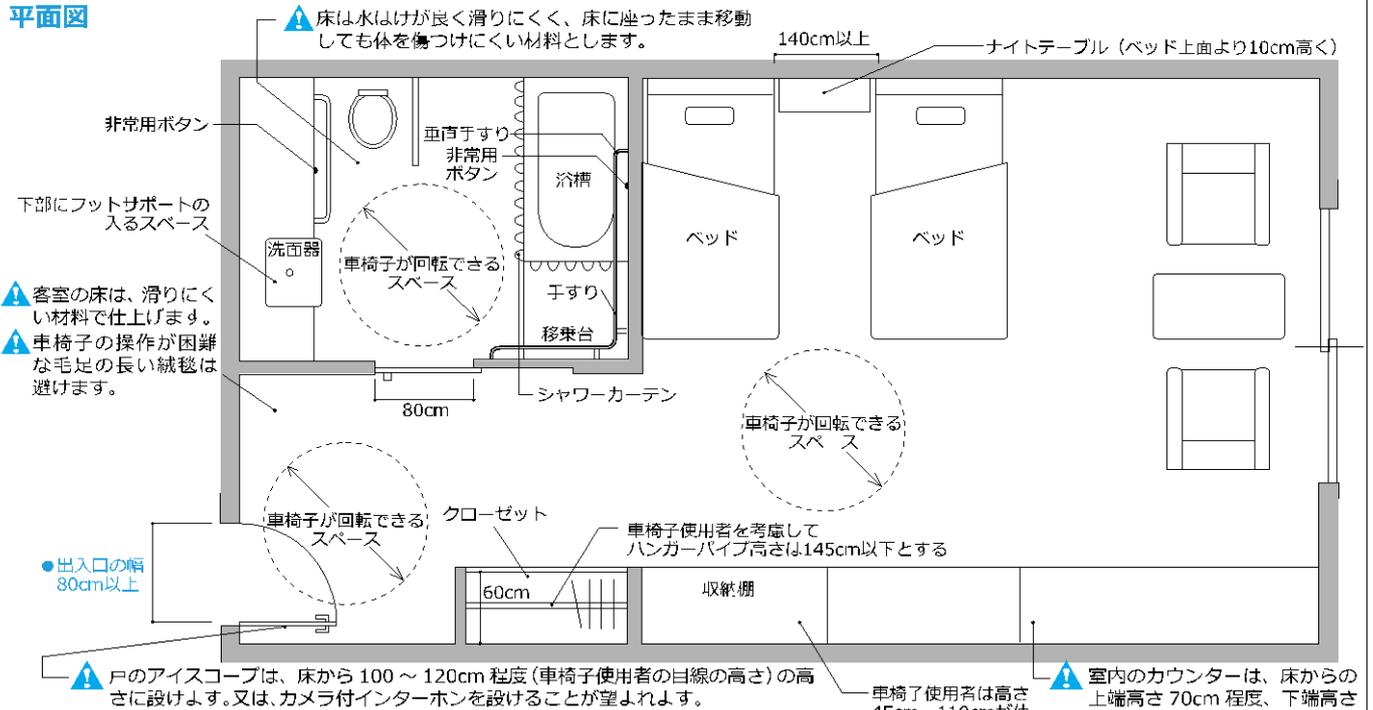
無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⊗ 注意マーク

車椅子使用者に対応した客室

平面図



断面図



ベッドの構造

